

可認局遞驛

明治二十年三月二十六日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第二拾八號

英吉利法律學校

目次

○羅馬法沿革史

(第二拾六號ノ續キ)

法學士

澁谷 慥爾
畔上啓策編輯

○差留權

(第七拾九號ノ續キ)

パリストル

リッヂフェルド
山口正毅編輯

○私犯法

法學士

奥田 義人
畔上啓策編輯

○契約法

法學士

土方 寧
山口正毅編輯

ハ自然ナルモノハ同時ニ自動的、他動的ノ原理ナレハ自然ノ外別ニ自然法ノ原因アラサルナリ故ニ自然法トハ宇宙ノ事々物々ヲ裁判スル所ノ力ヲ謂フモノニシテ其力ハ宇宙ノ元氣ニ附着シ離ルヘカラサル所ノモノナリ

凡ソ人類タルモノハ道理ヲ有シ道理ナルモノハ天地間二種アルノ理ナシ故ニ宇宙ノ(道理)ハ即チ人間ノ道理ト同一ナラサルヘカラス是ニ由テ之ヲ觀レハ自然法ハ人間ノ行爲ヲ引導シ併テ宇宙ノ事物ヲ支配スル所ノ法律ナラサルヘカラス故ニ德義或ハ道德上ノ美事ハ道理ト一體ナルモノ或ハ宇宙ノ法律ト一體ナルモノナリト言フモ不可ナカルヘシ

以上論述スル種々ノ思想ハ羅馬法律中ニ活動染浸セシモノニシテ要スルニ羅馬法學士タルモノ道德ヲ探テ以テ法律ト看做セシカ如キ而

シテ羅馬法學者ハ道德ト法律トノ間ニ於テ更ニ其區別ヲナサ、リシ
ナリ

夫レ斯ノ如ク自然法ハ則チ法律ナレハ之ヲ羅馬法律中ニ列セサルヘ
カラス彼ノ羅馬奉行^{プレートル}ハ自家ノ判決ヲ以テ嚴然タル法律中ニ置キ如何
ナル道德力モ之ヲ左右シ能ハサルモノト爲シ終ニ自然法ヨリシテ判
決ニ効力ヲ及ホサシムルニ至レリ是レ實ニ道德上斯ノ如ク爲スチ正
當ト爲スノ故ノミナラス尙ホ自然法ハ即チ法律ナルヲ以テノ故ナリ

第十五節 立法ノ淵源、民會ノ命令、布告、及ヒ元老院

羅馬百人議會ハ宣戰講和ノ議題ヲ裁決シ及ヒ高等司法官ヲ撰擧スル
カ爲メニ集會セシト雖ヒ羅馬法律全體ニ對シ實際ノ變更ヲ與ヘタル
モノハ「ホルテンシア」法令ノ出テシ後ハ獨リ「プレビスサイタ」(民會)ニ外
ナラサルカ如シ

立法ノ淵源
民會ノ命令
布告
及元老院

「トリビウータ」議會ハ羅馬立法權ノ中心ナリト認メラレシト雖モ羅馬共和政治ノ晩年ニ至リテハ元老院ノ命令モ大ニ勢力ヲ有スルニ至レリ
ガイアス氏言ヘルアリ曰ク人皆ナ元老院ノ布告ハ法律タルノ効力ヲ有スルヤ否ヤノ疑問ヲ起スニ至レリト蓋シ共和政治ノ當時ニ在リテハ元老院ノ布告ハ元老院ニ屬シ一種特別ノ權力ヲ以テ斷行スル事柄ニ關スル時ヲ除クノ外毎ニ法律タルノ効力ヲ有セサリシナリ然レモ憲法上効力ヲ有スルモノト認定セラレタル他ノ布告トハ殆ト同一ノ効力ヲ有セシモノ、如シ
十二銅表ノ頒布ト羅馬帝國開基トノ間ニ經過セシ所ノ時代ニ於テ羅馬法律ノ成長進歩セシコトハ審ニ訴訟法及ヒ奉行訟訴法制度ノ廢棄ニ依テ之ヲ知リ得ヘキノミナラス尙ホ古代ノ所有權移轉法ノ變シテ口

頭或ハ文書契約トナリ或ハ責任ニ關スル法律ノ進歩及ヒ物品ノ交付ヲ以テ契約ヲナスノ外一ノ契約ノ方式ヲ要セサル物品上ノ契約法ヲ認定シ且純粹ニ合意上ヨリ成ル四種ノ契約ノ方式モ亦羅馬固有法ノ一部ニ編入シ或ハ義務ヲ認定履行スルニ必要ナル事件ヲ添加スル等種々ノ改良アリシヲ見テ之ヲ證スルニ足ルナリ又奉行ハ所有權ノ外別ニ占有權ヲ規定シ且之ヲ保護セリ又相續法ニ關シ父タル者其子ヲ相續セシメサル場合ニ制限ヲ設ケ無遺囑相續ニ於テハ宗族ニ易フルニ正系親ヲ以テスルヲ許セリ

羅馬皇帝

第十六節 羅馬皇帝

羅馬帝國前數代ノ帝王ハ單ニ共和政府司法部ノ重要ナル長官ナリシカオ一ガスタス帝及ヒ其嗣子ニ至リ國內總テノ高等官職ヲ以テ一身ニ歸セシメタリ故ニ後世羅馬法學者ハ羅馬人民ニ自家ノ有スル行政

立法ノ諸權利ヲ帝王ニ委托セシモノナリト想像セリ此ノ如クニシテ共和政治ノ假裝ヲ借り專制政治ノ實體ヲ隱蔽シタリ而シテ羅馬國當初百年間ハ帝王ハ唯々共和政體ノ統領タルニ過キス下自稱セリ吾人ハオトガスタス帝ノ時代ニ於テスラ判決ヲ以テ獨リ帝王ノ力ニヨリ法律ノ効力アルモノトナスヲ得ルノ例ヲ有スト雖凡尙ホ前代ニ於テハ人民後代ニ於テハ元老院ノ二者ハ羅馬法律ノ淵源ト認定セラレタルヲ知ルナリ

帝王ハ次第ニ立法權ヲ濫用シ元老院ニ命シテ法律ヲ制定セシメ或ハ近時ニ至リテハ帝王自ラ法律ヲ制定スルニ至リ終ニ帝王ノ意思ハ即チ法律タルノ効力ヲ有スルニ至レリ而シテ帝王ノ意思ハ布告ヲ發布シ司法官ノ資格ヲ以テ如何ナル法律ヲ頒布セサルヘカラサルヤヲ決シ或ハ諭達ヲ發シテ一局官吏ニ命令シ或ハ教令ヲ發シテ一箇人若ク

ハ公衆ニ論議シ又時々先例タルヘキ効力ヲ有スル裁判宣告書ナル判
 決書ヲ公布シ又或ル事件ニ關シ疑點ヲ生シ司法部ニ於テ判決ニ苦シ
 ミ帝王ノ敕裁ヲ仰キシトハ之ニ與フル所ノ敕答即チ指令ヲ付シ之ヲ
 以テ直チニ法律トナス等實ニ立法權ノ濫用ハ其極度ニ達セリ

第十七節 法律

帝國開闢後數年間羅馬人民ハ法律制定ニ孜々トシテ敢テ止ムコトナク
 總テ此等ノ法律ハ實ニ國帝意思ノ創造ニ係ルモノナリ
 オーガスタス帝ノ如キハ後世私法ニ於テ著ルシキ新奇ノ觀ヲ呈セシ
 メシ所ノ方法ヲ設ケ立法部ノ批准ヲ得タリ蓋シ此等ノ立法タルヤ社
 會秩序ノ紊亂腐敗ヲ禁遏防止スルノ目的ヲ以テ設ケラレタルモノナ
 リ
 デユリア及ヒパピアポツパーノ法令其他此ト同性質ヲ有スル法律ハ

元老院

家族義務ヲ怠ルト否ヲサルトニ依リ褒賞刑罰ヲ施スノ方法ヲ以テ一箇人ノ徳義ヲ保維セシメンコトヲ務メ即チ婚姻セサルモノ或ハ小兒ヲ有セサルモノニ科スルニ其父遺囑ノ利益ヲ賦與セサルコトヲ以テシ而シテ婚姻シ或ハ小兒ヲ有スル者ニハ之ヲ賦與シ若シ此等ノ人ナキハ其利益ヲ國庫ニ收メタリ然レモ此法ハ其目的ヲ達スルヲ得スシテ只ク遺囑及ヒ遺囑贈與ニ關スル法律ノ部分ノミ此法ノ爲メ大ニ變更スル所アリシ又遺囑添附書及ヒ遺囑委託ノ如キハオーストリアガスタス帝ノ時代ニ始リタル者ナリ

第十八節 元老院

第一世紀ノ中頃ヨリ以降吾人ノ知了スル立法部ノ布告ハ即チ元老院ノ布告ナリ而シテ司法官吏ノ撰擧權ハ其始メ民會ニ於テ之ヲ掌握セリト雖モ後チ元老院ノ司ル所トナレリ

又元老院ハ帝王及ヒ國家ニ對シテ犯セシ罪科ヲ處理スルノ權及ヒ下
 等裁判所ヨリ控訴スル事件ヲ裁決スル權ヲ委托セラレタリ事情此ノ
 如クナリシカ故ニ後世ノ法學者ハ當時ノ元老院ヲ以テ人民總體ノ代
 表者ナリトセリ如何トナレハ府民ノ員數過多ニシノ政治上一體トシ
 テ其活動ヲ試ミル能ハサレハナリ

今歴史ニ徴シテ之ヲ觀ルキハ後世法學者ノ說寧ロ虛妄ト謂フヲ得ヘ
 シト雖モ帝國ノ古代ニ在リテハ元老院ハ固ヨリ帝室ト異ナリタルモ
 ノニシテ且ツ帝室ニ反對セシモノナリ故ニ彼說ヲ以テ全ク虛妄ナリ
 ト謂フヲ得ヌ即チ吾人ハタシタス中ニ於テ許多ノ著名ナル例ヲ有
 スルナリ
 書中言ヘルアリ曰ク元老院ハ敢テ自家ノ意見ヲ發言シ且其名ハ元老
 院タリト雖モ其實寧ロ共和政體中ノ遺物ナリト然ルニ其後元老院ハ

奉行ノ諭告

Edictum perpetuum.

次第ニ獨立獨行ノ思想ヲ滅却シ遂ニ其主即チ帝王ノ意惟レ奉スルニ至レリ

第十九節 奉行ノ諭告

每歲羅馬外國奉行ノ發スル所ノエデクタムパルベチユアム恒久諭告ハシヤスオノウリアム(每歲外國奉行ヨリ發布セラル、諭告ヲ謂フ)ノ註釋ニシテ羅馬法學者ノ著書中十ノ八九ハ皆之ヲ論題トセリ

ハドリヤン帝ノ時代ニ於テ彼ノ有名ナル法學者サルピアスシユリアナス氏ハ同帝ノ命ヲ受ケ一ノ諭告書ヲ編纂セリ抑、此諭告タル一部ハ現存スル所ノ布告ヲ採リ一部ハ同氏自家ノ意見ヲ以テ之ヲ編纂セシカ是蓋シ後世奉行ヲシテ此法ヲ以テ原則規矩トシテ之ニ據ラシメンカ爲メナリ

法學者

バルベチユアム恒久論告ト稱セリ蓋シバルベチユアムナル語ハ元來
布告ノ每歲發布セラル、トナ意味セシモノナリシカ此時遂ニ其意義
ヲ變シ恒久不易ナルトナ意味スルニ至レリ而シテ各種ノ司法官ニシ
テ該法ヲ適用セントスルモノハシユリアナス氏カ制定シタル論告ニ
明條アラサル場合ニ限り自家ノ意見ヲ以テ論告ヲ發スルトナ得ルモ
ノトセリ

第十一節 法學者并ニラベオ及ヒカピット兩學派

抑羅馬法律歴史ニ於テ極メテ著シキ觀察ヲ顯出セシモノハ法學者ノ
文書、法學者ノ斷案ニ附與セシ權力及ヒ法學者カ實ニ賞美スヘキ方法
ヲ以テ法律ヲ發暢整頓セシメタルノ三事ナリトス
オノガスタス帝ハ當時法律大家カ天下ノ輿論ニ對シテ有スル地位ハ
同帝ノ企圖セシ政略ヲ實行スルニハ最モ必要ニシテ欠クヘカラサル

コトヲ發見シタリ而シテ遂ニ慣習ニ據リ實際其勢力ヲ有スル所ノ法
學者ノ判決ニ正當法律タルノ允准ヲ與ヘタリ且ツ天下ニ公布シテ曰
ク法律家ノ答案ハ正當ノ式ヲ履ミ之ヲ請求且之ヲ公布セサルヘカ
ス而シテ其答案ハ皇帝ノ允准ヲ經テ始メテ法律タルノ効力ヲ有ス
シトハドリアン帝モ亦法律家ノ答案ヲ以テ法律タルノ効力ヲ有ス
モノトセリ然レトモ若シ答案中彼此意見ヲ異ニスル時之ヲ撰擇スル
ハ裁判官ノ自由ニ任スルモノトセリ

オーガスタス帝ノ時代ニ於テ有名ナル法律家中ニドレハテアス氏ナ
ルモノアリ氏ハ法典ニ記載スル如ク特ニマーデシル(遺囑書附録)ヲ許
可スルノ適否ニ付キオーガスタス帝ノ下問ヲ受ケタリ而シテ當時尙
ホ有名ナル法律家中ニアンチステアスラベオ氏及ヒアンイアスカビ
ツト氏ナル二家アリテ法律ノ問題ニ付キ反對ノ説ヲ有シ互ニ互角ノ

勢ヲ相爲シ終ニ後世ニ傳リタルニ大法學派ヲ結成スルニ至レリ
 ラベオハ博學多識自然哲理ノ原義ヲ以テ根據トシ大ニ一派ヲ成シ純
 理ト自信スル者ヨリシテ法律上ニ變更ヲ試ムルニ於テ少シモ躊躇ス
 ルコトアラサリシ其ニ對シテハ
 カピオ氏ハ又先代ヨリ傳來シタル法理即チ羅馬ノ成法ヲ固守スルニ
 於テ大ニ其名ヲ顯ハセリ
 右二氏一タヒ世ニ出テシ以來天下ノ法曹或ハラベオ派ノ旗ヲ樹テ或
 ハカピット派ニ左袒シテ互ニ論難討議セリ而シテ該兩學派ノ元祖ハ
 ラベオ氏及ヒカピット氏ナリシカ後世ニ至リテ該二派ヲ稱スルニ右
 二家ノ名ヲ以テセス一チプログリアン派ト云ヒ他チサビニアン派ト
 稱セリ是蓋シプロクリアン派ト稱セシハラベオ氏ノ後該派中ニ卓越著
 名ナルプロクラス氏ナル者出テシヨリ爾來ラベオ派ヲプロクリアン

氏ガイアス

派ト稱シタリ

又カピット氏ノ後其派中ニ有名ナルサビナスナル者出テシヨリ爾來カ

ピット派ヲサビニアシテ派ト稱セシナリ

彼ノガイアス氏ハ自ラサビニアシテ派ノ法律家ト稱スルト雖モ其說タ

ル法律上ノ精微ナル疑問ニ關シテハ以上二派ト全ク異ナル所ノ論說

ヲ吐露シ別ニ一機軸ヲナスモノト謂フヘシ

爾來有名ナル法律家輩出シ大ニ法律ノ改良進歩ヲ圖リ終ニ羅馬法理

學五大家ノ顯ハルニ至レリ即チ五大家トハガイアス、パピニアシ、ボ

ール、ウルピアン及ヒモデステナス氏ヲ稱スルモノニシテ今日吾人ノ

知ル如ク此等大家ノ論說ハ後世法律ノ一種特別ナル淵源トナレリ

第二十一節 ガイアス氏

ガイアス氏ハハドリアン帝ノ時代ニ生レアシトニン帝ノ時代其書ヲ

著ハセリト雖凡其一身上ノ歴史ハ吾人得テ之ヲ知ル能ハス
 ガイアス氏ハ自ラ稱シテサビナス學派ナリト云ヒ氏ノ著書トシテ世
 人ノ知ル所ノモノ、外猶ホ「エデクタムプロビンシアル」論「地方縣令」
 云フ及ヒ十二銅表註釋ノ二書アリ其他氏ノ著作中最モ世人ノ知ル所
 ノモノハ彼ノ法綱ナリトス
 抑此法綱ノ原稿ハ紀元一千八百十六年ニ「ボル」氏カ發見セシモノニ
 シテ近世羅馬法律ニ大ナル進歩ヲ與ヘシモノト謂フヘシ而シテ此法
 綱ノ原稿タル「セントシエロミー」ノ文字ヲ以テ之ヲ書シ且該書ノ存在
 シタルヤ否ヤハ前ニモ言フ如クニ「ボル」氏カ「ペロ」ナ府ニアル「チ」
 圖書館ノ目錄ヲ調査スルノ際ニ發見シタルマテ決シテ世人ノ知ラ
 サリシ所ノモノナリ
 ガイアス氏ノ法綱ハ「シヤ」スチニア「ン」法典ノ基本ニシテ「シヤ」
 スチニア

ン帝ハ法典ノ順序ヲ悉クガイアス氏ノ著書ヨリ採リシナリ且其註釋
ノ如キモ同帝ノ法典編製ノ時代ニ適應スルモノハ悉ク同氏ノ著書ニ
從ヘリ故ニガイアス氏ノ法綱ハ二時代(ガイアス氏ノ時代トシヤスチ
ニアソノ時代)ニ涉リテ其間ニ生セシ法律ノ變化如何ヲ顯ハシ尙ホ又
法律組織ノ極メテ完全ナリシ時代ノ法律如何ヲ吾人ヲシテ容易ニ之
ヲ了解セシムルモノナリ

第二十二節

パピニアン氏

イミリアナス、パピニアナス氏ハセプテミアスセベラス帝ノ寵愛ヲ受
ケタル人ニシテ現時ノ最高等判事ニ等シキプレトリアン、フレフエ
ト(太守)ノ職ヲ奉セリ

パピニアナス氏ハセベラス帝ニ扈從シブリテンニ赴キ紀元二百十一
年ヨルク府ニ於テ該帝崩御ノ際其席ニ列セリ帝死ニ臨ミパピニアナ

氏ニ其二子ゲター及ヒカラカラノ保護ヲ委托セリ然レトモカラカ
 ラ長スルニ及ヒパビニアナスノ職ヲ解キ而シテゲターヲ暗殺シタル
 後其身ノ保護ヲ再ヒパビニアナスニ要求セリト雖モパビニアナスハ
 之ヲ拒絶セシテ以テ大ニカラカラノ忿怒ヲ招キ終ニ同帝ノ命ニ依テ
 死刑ニ處セラレタリ

パビニアン氏ハ羅馬法律家中未曾有ノ大家ニシテ氏以後ノ法律家ハ
 皆口ヲ極メテ同氏ヲ贊美稱揚セリパビニアン氏ノ著書ニシテ今日吾
 人ノ知ル所ノモノハ法律類集ノ記載スル所ニ依レハ疑問ノ答案及ヒ
 法學定義等ニシテ此等ノ書ヲ見ルトキハ實ニパビニアン氏ノ博學多
 識衆法律家ニ卓越スルノ才智ヲ有セシコトヲ知ルニ足ルナリ

第二十三節

ポール氏

ポール、ウルピアン及ヒモデステナスノ三家ハ皆パビニアンノ徒弟ナ

ウルピア
ン氏

千六百
年

リト稱ス紀元二百二十二年シユリヤスポラヌハアレキサンドルセ
ベラス帝ノ朝ニ在テ樞密院ノ議官及ヒプレトリアン、プレフエクト(太
守)ノ職ヲ奉シタリ氏ノ著述ニ係ル數書ノ外ニ猶ホ吾人ノ知ル所ノモ
ノハ「リセプタ、センテンシア」ニシテ是要班牙國ノビシゴス人種中ニテ
法律ノ重要ナル淵源トナリタルモノナリ而シテポール氏ノ著作中最
モ有名ナルモノハ彼ノ「アド、エデクダム」ニシテ其數八十卷アリ

第二十四節 ウルピアン氏

ドミテアス、ウルピアナス氏ハ自ラ稱シテフエニシア國タイル人ノ血
統ナリト云ヘリ氏ハセプテミアス、セベラス及ヒカラカラ二帝ノ治世
間種々ノ書ヲ著シ紀元二百二十八年アレキサンドルセベラス帝ノ面
前ニ於テ兵卒ノ毒手ニ罹リテ死去セシカ其死去ノ當時ハプレトリア
ン、プレフエクト(太守)ノ職ニ在リシト雖ヒ其就職ノ時日ハ今之ヲ知ル

羅馬法沿革史

五十七

能ハサルナリ
類集法典ニ記載スル所ノモノニシテウルピアン氏ノ文書ヨリ引用セ
シモノハ他ノ法律家ノ著書ヨリ引用スルモノニ比シテ其數極メテ多
シ而シテ此等類集法典ニ記載スル所ノモノハ外吾人ノ能ク知ル所ノ
著書ハ彼ノ「フラツグメンタ、ウルピアナイ」ニシテ其數二十九篇アリト
云フ

モデステ
ナス氏

第二十五節 モデステナス氏

ヘレニアス、モデステナス氏ハパピニアン及ヒウルピアンノ徒弟ニシ
テアレキサンドル、セベラス帝ノ時代ニ於テ樞密院ノ議官トナリシカ
其他吾人モデステナス氏ニ付キ何等ノ事實ヲ知ル能ハサルナリモデ
ステナス氏ノ著述中吾人ノ最モ能ク知ル所ノモノハ「エツキセキ」ト
シヨナム、リブライ」ナリ此外類集法典中ニ記載スル同氏論文ノ拔萃ヲ

羅馬法律
ニ於ケル
耶蘇教ノ
勢力

除ク外一モ吾人ノ知ルモノアラサルナリ

第二十六節 羅馬法律ニ於ケル耶蘇教ノ勢力

抑々羅馬法律ニ及ホセシ耶蘇宗教ノ勢力タル一部ハ直接ニシテ一部ハ間接ニ及ホセシモノナリ惟フニ神聖政府階級ノ設立宗教上ノ會社ニ附與セシ財産ヲ所有スル權力耶蘇教ト他異教間ノ區別宗教法廳ノ設置其他巨多ノ新設制度等ハ羅馬法律ニ直接格段ナル變化ヲ與ヘシモノトス然レトモ實際其組織ノ必要ナル部分ニ因テ來シタル勢力ヨリ寧ロ其精神ニ因テ影響セラレシ勢力カ著大ナルカ如シ

府民ノ互ニ結合一致セシ社會ニ次テ普通宗教ノ羈絆ニ依テ結合スル所ノ社會起レリ蓋シ此變遷ノ傾向タル古來社會ニ附着スル所ノ障礙ヲ除去スルニ在リシナリ今吾人若シシヤスチニアシ法典トガイアス法綱トキ比照セハ婚姻法相續法及ヒ其他種々ノ法律ノ枝葉ニ於テ生

セシ變化ヲ發見シ耶蘇教カ勸誘セシ仁慈及ヒ尊敬ノ精神ヲ認知スル
 コト難カラサルヘシ羅馬古代法律ニ存スル奇異ノ狀態ヲ脱却セント
 スル思想ハ羅馬後世ノ法制ニ就テ認知スルヲ得ルモノニシテ實ニ一
 部ハ宗教的原因ノ結果ト云フヘシ然レトモ又一部ハ新宗教耶蘇教ヲ
 云フノ爲メニ生セシ思想及ヒ感情ノ變更ヨリ生セシ結果ト云ハサル
 ヲ得ス此ノ如クシテ羅馬帝王ノ下ニ於テ其變更ヲ受ケシモノハ舊ニ
 法律ノ實體ノミニ止ラス猶ホ訴訟手續ノ方式ノ如キモ亦大ニ變更ヲ
 來セシヲ以テ方式裁判制度ハ方式裁判制度ハ嚴格ナル方式ニ依ラサレ
 ナ指時代ニ於テ施政官ハ時或ハ判事ヲシテ訴訟ヲ審理セシメスシテ
 自カラ之ヲ裁決セリ而シテ之ヲ常例外即チ非常ノ審理ト名附タリ此
 ノ如キ慣習次第ニ羅馬帝王諸代ノ下ニ流行シ遂ニ紀元二百九十四年
 ニ至リダイオクレシアン帝大ニ布令ヲ出シ各州知事ヲシテ總テノ訴訟事件ヲ

審理セシメタリ爾來法律ハ帝王ノ裁決布告ニ依テ變更ヲ受ケ直接ニ
施政官ノ掌ル所トナリ方式裁判制度及ヒ奉行ノ法律註釋ハ既往陳腐
ニ屬スルニ至レリ

第二十七節 セオドシアス第二世

吾人ハ今將サニシヤスチニアン帝ノ法制ニ論及セントスルノ前ニ於テ
第二世セオドシアス帝カ法律ヲ決定整置シ及ヒ其研究ヲ獎勵シタル
ノ事跡ヲ畧序セント欲スルナリ

紀元四百二十五年第二世セオドシアス帝ハ法律學ヲシテ宇内ニ普及
セシメ且ツ之ヲ永久保存セシムル爲メ君斯坦丁堡府ニ於テ一ノ法律
學校ヲ設立セリ而シテ該帝及ヒハレンチニアン帝ハ彼ノ五大家ト稱
セラレシガイアス、パピニア、ウルピアン、ポール、及ヒモデスチナスノ
著述ヲ編纂シ以テ最高ノ勢力ヲ有スル法律ノ淵源トナセリ即チ紀元

四百二十六年ニ於テ「ロー、ナフ、シテイイシヨシ」援言法ト稱スル憲法ヲ發
 布シ其命令ニ曰ク凡ソ判事ハ常ニ己上五大家中ノ多數ノ說ニ從ハサ
 ル可ラス若シ五大家中或ル一點ニ付キ反對ノ說ヲ有スル者同數ナル
 トキハパピニアン氏ノ說ニ從ハサル可ラス然レトモ若シ該疑點ニ就
 キパピニアン氏ノ議論アラサルトキハ判事各自己ノ意見ニ從フコト
 ナ得ヘシト

紀元四百三十八年ニ於テセオドシアス帝ハコンスタンチン帝以來發
 布セラレシ總テノ法律ヲ蒐集シテ一個ノ成典トナシ之レヲ發布セリ
 蓋シ該成典タル法律家グレゴリナス氏(紀元三百零六年)及ヒハルモゼ
 ニアナス氏(紀元三百六十五年)ノ編纂ニ係ル類集法典ヲ採テ摸範トナ
 セシモノナリ

第二十八節

シヤスナニアン帝

シヤスナ
ニアン帝

シヤスニチニアノ帝ハ其先ゴシツク人ヨリ出テ初名チアプロイダト云ヒ
 其文字タル正直ノ義ヲ表スルモノニシテ蓋シ羅匈語ノ「シヤスチナス」
 ト其意義同一ナルカ如シ帝ハ殆ント紀元四百八十二年バルガリヤノ
 トノリシアムニ生レ其伯父シヤスチン帝ノ養嗣トナリ紀元五百二十
 七年嗣テ帝位ニ昇リ在位三十八年其間種々ノ事變ニ遭遇シ紀元五百
 六十年ニ於テ薨去セラレタリ

シヤスチニアノ帝ノ將軍ベリサリアス氏ノ秘書官タルプロコピアス
 氏ハ當時ノ時勢ニ付テ感スル所アリ秘密ノ紀事ヲ著シ之レ夫後世ニ
 傳ヘリ吾人若シ此紀事ヲ以テ信實ナルモノトシシヤスチニアノ帝ノ
 人トナリテ判定スルヲ得ルトセハ帝ハ實ニ貧賤虛弱ノ虐主ト云フモ
 敢テ不可ナカル可シ今一例ヲ舉テ之ヲ證センニ皇帝宮中一切ノ管理
 ノ如キハ全ク其后セオドラノ掌中ニ委テ東方帝國ノ弊習ト均シク實

ニ其腐敗ヲ極メタリセオドラ后ハ元一卑賤ノ女優ナリシカザヤスチ
 ニアン帝之ヲ舞臺ヨリ玉臺ニ拔擢シ遂ニ政權ニ參與スルニ至ラシメ
 タリ蓋シシヤスチニアン帝ノ善ク其英名ヲ後世ニ輝セシ所以ノモノ
 ハ唯其諸將校ノ戰勝ト皇帝ノ名稱ヲ冒スル成典アルノ致ス所ニシテ
 若シ之レ無カリセハ東方諸帝國ノ冗長ナル年表中ニ其名ヲ列スル所
 ノ帝王ト更ニ區別スル所アラサリシナルヘシ

第一成典 第二十九節 第一成典

紀元五百二十八年ニ於テシヤスチニアン帝ハセオドシアス帝ノ法典
 及ヒ古代ノ成典トチ根據トシ新成典編纂時代ニ至ル迄帝國全体ノ憲
 法ヲ含有スル一新成典ヲ編纂スヘキ訓令ヲ發布シ該成典編纂ノ爲メ
 拾人ノ委員ヲ設ケ其翌年ニ至リ編纂ノ事業全ク成功シ紀元五百二十
 九年四月帝王自ラ之ニ制裁ヲ與ヘ悉ク從來ノ類集法典ヲ廢止セリ

第三十節 類集法典

紀元五百三十年十二月成典編纂委員ノ一人ナルトリボリアン氏ハ其才能ト膽力トニ依リ皇帝ノ擢拔ヲ蒙リ自ラ十六人ノ委員ヲ撰拔シ古來法律家ノ文章ニシテ最モ秀勝俊逸ナルモノヲ悉ク撰擇蒐集シ以テ法律ノ一大成典ヲ編纂スヘキコトヲ命セラレタリ

羅馬君斯坦丁堡及ヒベリタス等ニ於テハ有名ナル法律學校ノ設立アリシト雖モ當時ノ法律家カ古代法律家ノ文書ニ就テ學ヒ得タル學識ハ非常ニ淺陋ナルモノナリシニ因リテ其後ハ大ニ其學問ノ發達シヤスナニアン帝ハ畜ニ冗長繁雜ニ涉ラサル法典ヲ以テ天下ニ普及セシメシコトヲ企テタルノミナラス猶法學ヲ研究スルニ必要ナル律書ヲ編纂スルヲ以テ目途トセリ

曩キニ古代法律調査ノ命ヲ受ケシ十六名ノ委員ハ僅々三ヶ年間ニ於

テ其事業ヲ成功シ紀元五百三十三年十二月三十日ヲ以テ帝王自ラ之
 ヲ批准シ法律タルノ効力ヲ與ヘリ即チ之ヲ稱シテ類集法典或ハ「パン
 デクタ」ト云ヘリ其册數併セテ五十卷恒久ノ論告ヲ摸範トシテ之ヲ編
 輯シタル者ナリウルピアン氏ノ著述ニ係ル布告集ハ當時羅馬帝國ノ
 諸法律學校ノ教科書ニ用ヒラレシヲ以テ大ニ其勢力ヲ學者間ニ有シ
 編纂委員輩ヲシテ編輯ノ次序ヲ學理的ノ方法ニ取ラシメスシテ他ノ
 方法ニ依ラシメタルハ全クウルピアン氏カ布告集ノ影響ト云ハサル
 ヲ得ス

抑々類集法ハ三十九名ノ法律大家ノ著書ヨリ拔萃シテ編纂サレシモ
 ノナルカ就中ウルピアン及ヒポール氏ノ文書ハ法典全部ノ一半ヲ占
 ムルト云フ

第三十一節 法典

類集法典ハ極メテ浩濶ニ過キ之レヲ會得スルニハ莫大ナル法律上ノ
 智識ヲ要シ初學ノ輩ニ便ナラサルカ故ニシヤスチニアン帝ハ法律學
 ノ階梯タル一書ヲ編纂センコトヲ企望シ紀元五百三十年十二月類集
 法典編纂ノコトヲ布告セシ憲法中既ニ其意ヲ天下ニ現ハセリ而シテ
 トリポニアン氏及ヒ君斯坦丁堡府法律學校ノ教授タルセナプヒラス
 氏及ヒバリタス學校ノ教授ナルドロセアス氏ニ命シ之ヲ編輯セシメ
 紀元五百三十三年十二月三十日ニ於テ類集法典ト等シク之ニ法律ノ
 効力ヲ付與シタリ是レ即チシヤスチニアン法典ト稱スルモノナリ抑
 モ此法典ハガイアス氏ノ法綱ヲ根據トナシ類集法典及ヒ成典ト抵觸
 スル部分ノミヲ校訂シタルモノナリセオフィラス氏ハ此法典ノ天下
 ニ發布セラレテ後チ幾何モナクシテ之レヲ希臘語ニ義譯シタリ此ニ
 於テ羅匈語ヲ以テ書載シタル原本ニ一層ノ明光ヲ與ヘ東方希臘ニ於

テ該法典ノ傳播セシハ全クセテファイラス氏義譯ノ功ナリト云フヘシ
 以上述ル如ク東方帝國ニ於テシヤスチニアン法典ノ傳播シタル全
 ク希臘義譯ト法典拔萃ノミニシテ以後ハ絶ヘス歴代花王ノ發布セシ
 憲法チ之ニ添挿セリ若シ然ラサレハ羅馬法律ノ智識ハ東方ニ於テ全
 ク消滅シタルヤ明カナリ然レトモ西方ニ於テハ大ニ其趣チ異ニシ紀
 元五百五十四年シヤスチニアン帝布告チ發シテ該帝ノ編纂ニ係ル全
 體ノ法律書ハ伊太利國ノ法律トシ遵守セサル可ラサルコトヲ命令セリ

第三十二節 五十條ノ裁決並ニ第二一成典

古代法律家ノ頃ヨリ起因セシ法律ノ疑點ニシテシヤスチニアン帝法
 典ニモ未ダ嘗テ之ニ何タル答案決斷チ附セサルモノアリ故ニシヤス
 チニアン帝ハ之カ決斷チ付スル爲メ五十條ノ裁決一卷チ發布セリ且
 ツ紀元五百二十九年ニ發布セラレシ成典ハ極メテ不完全ナルカ故ニ

五十條ノ
 裁決并ニ
 第二成典

之ヲ修正校訂シテ此五十條裁決ヲ以テ之ニ附加シ法典ノ第二版ヲ發
 布セシコトヲ企テトリボニアシテ右修正ノ事業ヲ監督セシメ
 紀元五百三十四年十二月其功全ク成リ之ヲリベテタプロレクシオン
 ス法典ト稱シ法律タルノ効力ヲ與ヘタリ是レ即チ今日吾人ノ有スル
 第二法典ニシテ前者即チ法典ト稱シ法律タルノ効力ヲ與ヘタリ紀元
 五百二十九年發布ノ法典ハ全ク廢棄セラレ今日ニ在テハ一ノ存スル
 モノナシ蓋シ紀元五百三十四年ノ法典ハ分ツテ十二卷トナシ類集法
 典ト殆ント一様ナル方法ニ依テ編纂シタルモノナリ

追加法

第二十三節

追加法

ノペルス

此ノ如クニシテシヤスチニアン帝ハ法律ヲ配置整頓シ完全ナル法典
 ナ編纂セシモ未タ以テ新法發布ヲ中止スルコトナク爲メニ該法典中
 云ヘルアリ曰ク將來ニ於テ法制上改正ヲ要スル場合ニ於テハ必ラス

シヤスチ
ニアノ法
典ノ排列
法

羅馬私法

新憲法ノ式ニ依テ發布セラレシト爾來紀元五百三十五年一月ヲ始
トシ紀元五百六十四年十一月ヨ至ル迄續々巨多ク新條例ヲ發布シ其
數百六十五卷ニ達シタリト雖モ一モシヤスチニアノ帝在世中ニ編纂
シタルモノナキカ如シ其他紀元五百四十五年即チトリボニアノ
死去セシ年ヨリ後ニ發シシ僅少ノ新條例アリ

第二十四節 シヤスチニアノ法典ノ排列法

抑々シヤスチニアノ法典ハ法律ノ性質區別及ヒ淵源ヨリ説キ起シ進
テ人物死者ノ相續義務及ヒ訴訟手續ニ論及シタリ
今次ニ羅馬私法ノ概畧ヲ序シ排列法ノ一斑ヲ窺ハシト欲スルナリ
羅馬私法
アウスチン氏ハ嘗テ其著書法理論附録ノ緒言ニ於テ法律ノ問題ヲ論
スルニ當リ第一ニ普通法理即チ法律ノ各組織ニ關スル法律上ノ思想

第五回

差留權ナルモノハ全ク習慣法ヨリ衡平法ニ進ム進路ノ間隙ニ生シタルモノナレハ慣習法ヨリ衡平法ニ遷ルニ際シ之ヲ講スルハ唯之ヲ解シ易キノミナラス併セテ差留權法一般發達ノ順序ヲ示スニ足レハナリ

諸君以上ハ或職業ヲ爲ス人ノ有スルリテハ即チばせつそりトテハノコトヲ述ヘタレハ是ヨリ實地上最モ利益アル夫ノコトトねふるくいち」ノ判定ニ係ルテはくいて」ぶるりるん」ノコトヲ講述スヘシ

抑モるくいて」ぶるりるん」ハばせつそりトテハ」ヨリ商業ニ利益ヲ與フルモノナリ何トナレハ信用ナルモノハ商業ノ骨髓トモ稱スヘキモノナレハ是ノ信用ヲ増スニ從ヒ商業モ進ミ」るくいて」ぶるりるん」必要ヲ見ルハ自然ノ理ナレハナリ

原來是ノ「ゑくいて」ふるりゑんノ濫觴ハ「ゑくいち」裁判所カ裁判ヲ
 爲スニ當リ左ノ二箇ノ原則ヨリ生出シタルモノナリ即チ第一ハ何事
 ニ限ラス契約シタル事柄ハ實行ナキモ實行シタルモノ、如ク之ヲ取
 扱フ「へシト」云フコト、第二ハ何人ニテモ公平ヲ得ント欲セハ自ラ公
 平ヲ行フ「へシト」ノ普通法ヨリ進歩シタルモノヲ制作シタルモノナリ
 「こんもんろ」裁判所ニ於テ「ばせつ」そり「りゑん」ヲ認メ救正ヲ與ヘタ
 レトモ舊來ノ主義ニ依レハ「りゑん」ニハ必ス「ばせつ」しよん「チ必要トシ
 タルヲ以テ其利益甚ク薄弱ナリシ則チ「りゑん」ニ付テ「こんもんろ」ト
 「ゑくいて」ろ「ノ」二者ノ相異ナル點ハ「こんもんろ」ノ主義ニ於テハ
 該引留ムヘキ物品ヲ「ばせつ」しよん「占有」スルヲ必要トシ「ゑくいて」ろ
 「ノ」主義ニ於テハ「ばせつ」しよん「チ必要トセサル」ニアルナリ
 今日ハ不動産ニ關スル二種ノ「りゑん」ノコトヲ陳ヘン不動産トハ土地

い Judgment Creditor's Lien.
ろ Unpaid Vendor's Lien.

建造物ヲ指スモノト知レバ可ナリ
第一ノ種類ハ裁判ニ於テ勝ヲ制シタル人カ被告ノ有スル土地第三者
ノ手ニ移リ第三者ハ實地通知ヲ得ルカ又ハ法律ノ知リタリト認めル
位置ニアル人ノ有スル物ニ對シテ「りゑん」チ有スルモノナリ
第二種類ハ「あんぺいどべん」どるすりゑん」ト云ヒ不動産ノ賣手カ未ダ
其代價ヲ受取ラサル中ニ得ルモノニシテ次ニ取引シタル權利者ニ對
シ賣手カ受クル「りゑん」ニシテ其財産ヲ約因ナク受讓渡人又ハ第三者
ニ與フルモ受權者カ先ノ代價支拂ナキコトヲ知ルカ又ハ法律ノ之ヲ
認定スルカナルトキハ第一ノ賣手ハ此財産ニ對シ「りゑん」チ有スルモ
ノトス
固ヨリ裁判ニ勝チタル權利者又ハ賣手カ其財産ニ對シ「浮せつしよん」
チ有スル間ハ「りゑん」チ有スルハ習慣法ニテモ認めル所ナレトモ衡平

Judgment Creditor's Lien
Liquor Vendor's Lien

法ニテハ己ニ財産他人ニ移リテモ尙ホ裁判執行者又ハ賣手ノ有スル
 特別ノ性質アル「りゑん」チ有スト云フ「手」其「手」
 第一ニ謂フヘキハ裁判執行權利者ノ有スル「りゑん」ナリ其事タル廣ク
 各國ニ行ハレスシテ英吉利法律中ニノミアルコトナレハ大體ニ基キ
 説明シ諸君カ他日法律ヲ實地ニ應用スルニ當リ鑑定ヲ依頼セラレタ
 ルニ際シ今聽講シテ得タル所ニ依リ取調ノ上之チ答フルチ得レハ可
 ナルニヨリ大略ヲ示スニ止メシ
 凡ソ權利者ハ裁判ニ勝チ制シタルトキハ之チ執行スル爲メ執行官吏
 ニ宛テ、被告ノ不動産ニ對シ執行命令書ヲ得シト請求スルコトヲ得
 ルナリ
 英國以前ノ法律ハ不動産ニ對シテハ其不動産ノ半價ヲ超過シテ裁判
 執行ヲ爲スコトヲ得ス其理由ハ昔時封建ノ制ニ基キ土地ヲ有スルモ

ノハ國王ノ領地ノ一部分ヲ得ル者ニテ其代リニ軍役ニ服スル義務ヲ
負擔スルモノナレハ若シ裁判ノ執行ヲ土地ノ全部ニ及ホシ皆之ヲ失
ハシムルトキハ軍役ニ服スル義務ヲ盡スヲ得サルヲ以テナリ原來斯
クノ如キ理由ヨリシテ法律ハ之ヲ制シテ土地ノ讓渡ヲ爲スコトヲ禁
シ債主ノ有スル權利ト雖モ服従ハ國民ノ大切ナルモノト云ヒ債主
ヲ保護セリ然レトモ斯クノ如クシテハ債主ノ權利ヲ全フスルヲ得サ
ルユヘ千四百三十年代ヨリ幾分カ債主ノ權利ヲ保護スルニ至レリ尙
ホ進テ遂ニ債主カ負債主ノ有スル不動産ノミナラス該不動産ノ他人
ニ渡ルモ其他人ニ對シテ裁判ノ執行ヲ盡スヲ得ヘシトセリ何トナレ
ハ裁判ノ言渡ハ公然ノ事ニシテ何人モ知ルヲ得ルモノユヘ其言渡ア
リタル財産ヲ買取リタルモノハ返還セサルヘカラストノ法理アレハ
ナリ

此ノ如ク政府ハ權利ヲ保護セントシ立法司法ニテモ爲サント云ヘル
 モ買手ハ不都合コヘ法律家ハ「あんべやんさる」ナル陰制ノ一ナル「あん
 もんれかバリー」す「ヲ設ケ夫ノ「りゑん」ノ爲メニ妨ケラレスト云フコト
 ナ考出セリ而シテ「あんもんれかバリー」ノコトタル餘リ必要ナケレハ
 之ヲ云ハサルヘシ
 古來ヨリ種々ノ變化アリタレトモ當御宇第一年ナル一千八百三十一
 年立法院ハ法律ヲ設ケ特別ノ式ニ依リ發記セハ現ニ負債主ノ有スル
 モノハ勿論何人ノ有スル負債主ノ財産モ一切債主ハ之ヲ取押ユルコ
 トヲ得ルコト、セリ然リ而シテ此布告ノ結果ハ二アリ第一ハ不動産
 ノ全体ニ關シ執行スルコト第二ハ裁判ヲ登記セハ「りゑん」ヲ得ルコト
 是レナリ此ノ法律段々變化シ千八百六十年及ヒ千八百六十二年ノ法
 律ニテ裁判ヲ登記スルノミニテハ不可ナリ執行狀モ共ニ登記シテ五

年毎ニ改正スヘシト債主ノ權利ヲ狭少ニセリ故ニ若シ此意味ニ依レハ買手ハ「りゑん」ヲ有スルモノアルヲ知ラス(善意)シテ不動産ヲ買ハントセハ先ツ裁判所ニ至リ務ムヘキハ該不動産ニ就キ裁判及ヒ裁判執行狀ヲ登記シタル上取引シテ買フモノナレハ縱令他ニ「りゑん」ヲ有スルモノアルモ飽マテ法律ノ保護ヲ受クルモノナリ若シ買手ニ於テコノ穿鑿ヲ爲サ、レハ其穿鑿ヲ爲サ、リシハ該財産ニ對シ「りゑん」ヲ有スルモノアルヲ知リツ、買ヒタルモノナリト法律ハ認メテ「りゑん」ヲ保護スヘシ

千八百六十四年ノ法律ニテ動産ニ對シテモ前ト同シキ方法ヲ設ケタリ則チ銀行會社ノ株券ノ如キハ凡ソ負債主ノ名義ヲ以テ又ハ負債主ノ爲メニ或者ノ有スル株券ニ付テハ英語ニテ「ずどつどるどる」ト名ツクル命令書ヲ受ケテ之ヲ他ニ動スチ禁スルヲ得ヘキナリ

「すどつぶをるどる」ノ効力ハ確定不動ノモノナレハ株券所有者又ハ名
 義者ハ銀行ニ頼ミ來ルモ之ヲ動スチ得サルナリ乍然不動産ニ對スル
 執行狀ハ該「すどつぶをるどる」ノ効力ニ及ハサルナリ原來地券ノ如キ地
 券證書ハ負債主ノ手ニ在ル間ハ幾分カ其財産ヲ他ニ動スチ得ル便ア
 ルモノナリ故ニ裁判執行狀ノ「りゑん」ハ裁判所ニ至リ吟味セサルヘカ
 ラス好シヤ吟味スルモ能ク吟味セサレハ「りゑん」ヲアルチ知リツ、買
 タルモノト認メラル、ユヘ登記チ吟味スルコト必要ナリ
 右ハ名ケテ裁判執行權利者ノ「りゑん」ト云フモノナリ然リ而シテ登記
 シタル上ハ二十年間ハ債主權ヲ執行スルチ得ルハ當然ナリ夫ノ登記
 セサルモノハ登記シタルモノヨリ該財産ニ對シ後ニ廻サル、不利ア
 ルチ以テ登記チ爲スコトハ實ニ必要ナリトス
 以上ハ裁判執行權ヲ有スル人ニ對スル「りゑん」ノコトヲ陳ヘタリ是ヨ

リ不動産ニ對スル第二ノ種類ノコトヲ云ハントス英語ニテ之ヲ「おん
ペーどべんどるすりゑん」ト云フ
英吉利法律ニ依レハ不動産ヲ讓渡サント欲セハ蠟印證書ヲ作リテ「お
んべやんす」即チ引渡ノ手續ヲ履マサルヘカラス而シテ蠟印證書ニハ
如何ナルコトヲ記セサルヘカラサルカト云フニ（第一）取引ヲ爲ス人ノ
姓名住所資格（第二）取引ノ理由（第三）約因（おんしどれーしよん）即チ如何
ナル價格ニテ讓渡スヤチ記セサルヘカラス（第四）財産中ノ如何ナル權
利ヲ讓渡スヤ即チ例ヘハ幾年間讓渡スヤチ記セサルヘカラス（第五）讓
渡ス不動産ハ如何ナル廣狹區域ナルヤチ記ス（第六）讓受人ハ此財産ニ
對シ如何ナル權利ヲ得ルヤチ記載ス（第七）讓受人若シ第三者ノ爲メニ
財産ヲ讓受ケタルモノナルトキハ之ヲ記ス（第八）讓渡人ハ讓受人ニ一
切迷惑ヲ掛ケサルコトヲ記ス

「こんべやんす」ノ式ニ付キ大切ナルハ「こんしどれーしよんくろーす」即チ代價ヲ受取リタルコトヲ記入スルノ部ニシテ通常證書ニ裏書スルモノナリ其裏書ハ千八百八十二年及ヒ三年ノ布告ニテ不用トナリシモ其以前ハ若シ裏書ナキトキハ果シテ價ヲ拂ヒシモノナルヤ否ヤ全ク權利者トナリシモノヨリ取調フル義務ナリシ若シ讓受人此裏書ナキニ財產ヲ受取リタルトキハ其人タル其代價ヲ拂ハサルヲ知リツ、買取タルモノト法律ハ認メシナリ縱令「こんべやんす」ニ「こんしどれーしよんくろーす」ヲ記シ又ハ裏書アルモ實際代價ヲ受取ラサルトキハ該財產ノ買手又ハ相續人ニ對シ「りゑん」ノ權ヲ有スルモノナリ（則チ「りゑん」ノアルコトヲ實地知リテ之ヲ有スルモノナリトセハ此場合ニテハ知リタル買手ハ財產ヲ有スルヲ得ルモ第一ノ賣手ハ「りゑん」ヲ有スルニ止ルナリ乍然代價ヲ幾分カ拂ハサルニヨリ書入ノ抵當ヲ取ル

因テ實際ニ適スルモノト謂ハサル可カラス併シ英法ニテモ左ノ
 二場合ニ於テハ眞實ニ被告ニ惡意ノアリタルコトヲ原告ヨリ
 証明ス可キモノトセリ

(一) 不問ノ誹譏 (不問ノ誹譏ノコトハ後段之レヲ論述ス可

(二) 他人ノ動産若クハ不動産上ノ權利ニ關シテ誹譏シタル時

(乙) 虚妄ノ事柄(フォルシチー)

誹譏ニ用ヒタル言語文書等ハ事實ニナキ虚妄ノ事柄ヲ表示シタ
 ルモノニアラサレハ誹譏犯ヲ組成セサルナリ故ニ事實アリタル
 コトヲ語リ又ハ文書等ニ認メテ之レヲ公ケニシタレハトテ決シ
 テ誹譏トハ云フヘカラスサレバ英國ノ有名ナル政治家チヤールス
 シルク氏が某ノ婦ト姦通シタリト口頭ニテ語ルモ新聞紙上ニ書

キ載タルモ決シテ誹譏ニハアラザルベシ何トナレバ氏ガ姦通犯
 ナ以テ巨大ノ損害金ヲ賠償シタルコトハ事實上確カナルノミナ
 ラズ法律モ之ヲ認ムレバナリ又此頃世ニ名高キ相馬事件ニテ
 錦織某ハ家宅侵入罪ヲ犯シタリト新聞紙上ナド書載セアレハ誰
 レトテ之レヲ稱シテ某ヲ誹譏シタルナリト云フモノナキハ何ソ
 ヤ即チ事實上家宅侵入罪ヲ犯シテ法律モ亦之レヲ認メタレバナ
 リ之レニ反シテ彼ノシルク氏ガ事實上姦通シタルコトモナキニ
 姦通シタリト云ヒナシ又錦織某ガ家宅ヲ侵入シタルコトモナキ
 ニ家宅侵入罪ヲ犯シタリト云ヒテ之レヲ公布シタランニハ其時
 コソ即チ誹譏ヲ以テ問ハルベシ之レヲ要スルニ誹譏犯ヲ組成ス
 ルニハ事ノ虛妄ナルコトヲ以テ一ノ要素トナスナリ

(丙)公布(パブリケーション)ハ姦通ニハ要スルニハ事ノ虚妄ナルコトヲ以テ一ノ要素トナスナリ

言語文章等ハ事實ナキ虚妄ノ事柄ヲ表示シタルモノナルモ惡意
ヲ以テ之レヲ公布シタルニアラザレバ未ダ誹譏犯ヲ組成セサル
ナリ而シテ玆ニ公布トハ數多ノ人ノ前ニテ表示スルヲ云フカト
尋ヌレバ決シテ然ラス只誹譏サレタル者己外ノ人ニ知ラシメタ
ル己上ハ設令ヒ一人ニテモ又ハ數人ニテモ都テ之レヲ公布トハ
云フナリ通常公布ト云フキハ公衆ニ知ラシメルコトヲ云フモノ
故何カ數多群衆ノ面前ニテ演說シタルカ又ハ新聞上ニデモ書
キ載セテ之レヲ世ニ公ケニシタルカニアラザレバ公布トハ稱シ
難キ様考ヘラルレヒソハ大ナル誤リニテ決シテ斯ル狹隘ナル
意味ニ用ヒタルモノニアラザルコトハ能ク注意セザルベカラズ
サレバ甲者アリ乙者ヲ誹譏スルノ文書ヲハ本人ナル乙者ニ與ヘ
タリトカ若クハ乙者ノミ在ル所ニ於テ該乙者ヲ罵詈シタリトテ

未ダ以テ誹譏トハ稱スベカラザルナリ必ズヤ被害者本人ノ外ニ
 第三者ノアルヲ要スベシ今一例ヲ舉ケンニタシカ紐育邦ノ判決
 例ト覺ユルガコソバヤ、トルウイルセル對ワンドト云ヘル訴件ニ
 於テ被告ワンドハ原告コソバヤ、トルウイルセルニ向ヒ君ハおた
 カト云ヘル某ノ婦人ト姦通シタリト云ヒケルニ原告ハ自分百姓
 ノコトニテハアリ被告ノ言ヲ聞キテ殊ノ外氣ニ掛ケ神經ヲ痛メ
 テ遂ニ病ミ付キ仕事ヲナスコトモデキザル様ニナリテケレバ作
 物ナドモ枯ル、ニ垂ントシタルヲ以テ余儀ナク人夫ヲ雇ヒ巨額
 ノ賃錢ヲ出シテ農事ニ従事セシムルニ至リタレバトテ原告ハ被
 告ニ對シテ誹譏ノ訴ヲ起シ損害ヲ要償シタリシニ裁判所ノ判決
 ニハ被告ハ法律上ノ義務ヲ破リタルモノニアラズシテ誹譏ノ責
 任ナキモノナリトセラレタリ是レ畢竟公布ノ一要素ヲ欠キタル

ガ爲メナリトス
夫レ然リ而シテ誹譏ニ用ヒタル言語文書等ノ公布ハ故意ニ出タルト否トナ問ハス錯誤タルト若クハ全ク知ラザルトニ拘ラズ苟モ被害者己外ノ人ニ知ラシメタルニ於テハ法律ハ公布アリタルモノトナシ被害者ニ民事上損害要償ヲ起訴スルノ權ヲ許スナリ然レモ實例ニ因テ見ルニ茲ニ一ノ例外トモ稱スヘキモノハ他ニアラズ誹譏者其妻ニ他人ヲ誹譏スルノ言語ヲ發シ又ハ文章等ヲ見聞セシメタルハ公布ニアラザルコト是レナリ畢竟夫婦ナルモノハ人道ノ大倫ニシテ極メテ親密ナルモノナレバ夫婦間ノ關係ヲ以テ一人ト見做スガ故ナランカ然リト雖モ誹譏者カ被害者ノ妻ニ誹譏ノ言語ヲ發シ又ハ文書ヲ見聞セシメタル場合ノ如キ其他親子兄弟ノ間柄ニテモ公布アリタルモノト看做ス况ンヤ親戚

友人ノ間ニ之レヲ知ラシムルニ於テオヤクモ其ノ名譽ヲ毀スル
 (丁)汚辱トナルベキ事柄(シスバレトシメシト)トモテ其ノ名譽ヲ毀スル
 言語文書等ハ設令ヒ虚妄ノ事柄ヲ表示シタルモノニテシカモ之
 レヲ公布シヌレバトテ對手本人ノ汚辱トナルベキ事柄ニアラザ
 ル已上ハ之レヲ稱シテ誹譏トナスベカラズ是レ他人ノ名譽トナ
 ルベキコトヲ公布セバ設令ヒ其事柄ハ虚妄ナルニモセヨ何モ當
 人ニ取リテハ害ナキノミナラズ却テ益アルヲ見ルコト故之レヲ
 誹譏ト稱スベカラザルハ當然ナリトス又設令ヒ名譽トナルベキ
 コトニアラズトモ名譽ヲ傷クルニ至ラザル限リハ未ダ以テ誹譏
 トナスベカラザルナリ故ニ誹譏ヲ組成スルニハ其表示シタル言
 語文書等ガ汚辱ニ涉ル事柄ナルヲ要スルナリ然ラバ即チ汚辱ト
 ナルベキ事柄トハ如何ナル性質ノモノナルベキカト云フニ原告

ガ被告ノ表示シタル言語文書等ノ爲メ他夫ヨリ擯斥ヲ受ケ又ハ嘲弄侮辱セラレ若クハ世間ノ笑ヲ受ケ又ハ信用ヲ失ヒ或ハ他人ニ忌避セラルトカサナクモ右等數者ノ傾向ヲ起生スベキ事柄ナルキハ皆ナ以テ汚辱トナルベキ事柄トナスナリ例ヘハ彼レハ盜賊ナリ渠レハ傳染病ニ罹リ居レリトカ又ハ癡癲ナリトカ詐僞者ナリトカ若クハ負債ヲ償却シ能ハザル無資力者ナリトカ或ハ姦通シタリトカ云ヘル事柄ハ即チ皆チ汚辱トナルベキ事柄ナリトス又人ノ職業ニ就テ云ヘハ某醫師ハ藪醫ニシテ屢々人ヲ殺ストカ或ハ某新聞記者ハ讒謗新聞ニシテ人ノ穴探チナストカ云フハ同シク汚辱トナルベキ事柄ト稱スベシ

夫レ斯クノ如ク誹譏ニ用ヒタル言語文書等ハ汚辱トナルベキモノタルヲ要ストハ雖モ其言語文書等ノ汚辱ニ涉ルモノナルヤ否

チ意解スルコト甚ダ困難ナルコトアリ何トナレバーノ言語ニシテ數多ノ意味ヲ含有スルコト鮮少ナラザルノミナラズ又地方ニ依テ解シ方ノ異ナル言語等モ多ケレバナリ是等ノ場合ニ於テハ何レニカ其意味ヲ一定セザルベカラズ今普通一般ノ法則ニ從ヘバ言詞ノ解釋ハ通常ノ意味ニ隨テ之レヲナスベシトアリサレバ誹譏ニ用ヒタル言語タル數様ニ解釋シ得ベキ場合ニ於テ一方ノ解釋ヲ採レバ其言語ハ即チ誹譏トナリ他ノ一方ノ解釋ヲ用ユレバ即チ誹譏トナラザルガ如キ時ニハ通常人ノ理解スル方ニ從ハザルベカラズ故ニ其言語ヲ發セル本人ニハ誹譏ニアラズト信シ居リタルニモセヨ解釋ノ仕様ニ因テ誹譏トシテ問ハルコトモアルナリ又一應之レヲ見聞スレバ言語自カラニテハ更ニ汚辱トナルベキモノナラザルモ冥々ノ中ニ其意ヲ示シテ用ユルコトア

リ即チ所謂冷語トカ反語トカ云フノ類是レナリ是等ハ皆ナ通常
人ガ見聞シテ普通ノ意義ニ用ヒタルモノニアラズトナスガ如キ
性質ヲモノタル已上ハ設令ヒ表面ニハ汚辱トナルベキ言語ニア
ラザルモ通常人ノ見聞スル通りニ解釋スベキモノトナスナリ又
地方ノ方言ニ由リテ全ク意味ノ相反スルモノアリ即チ東京ニ於
テ辱言ト稱スルモ地方ニヨリテハ華言ト稱スルカ如シ此場合ニ
東京ニ於テ地方ノ人ヲ誹譏スレバ好シ地方ニアリテハ華言ナル
モ用ヒシ土地ニテ辱言トナルベキモノナレバ同シク汚辱ノ言語
ナリトナスベシ

己上陳述シタル四條件ハ則チ誹譏ヲ組成スルノ要素ニシテ此四條件
悉ク具備シテ初メテ誹譏犯ヲ組成スルナリ苟モ此條件ノ一チ欠ク
ハ稱シテ以テ誹譏犯トナスベカラザルモノト知ラザルベカラズ然ル

に Libel.
は Slander.

ニ英國ニ於テハ誹讒ヲ分テ書讒(ライベル)口讒(スランダ)ノ二ツトナシ書讒ニ於テハ右四條件ヲ具備セバ直チニ被害者ニ起訴スルコトヲ許スノミナラズ尙ホ刑事事ニモ之ヲ問フナリ口讒ニ於テハ右四條件ノ外尙ホ特別ノ損害アルニアラズンバ起訴スルコトヲ許サザルノミナラズ刑事事ニ問フコトナシ(茲ニ口讒トハ口頭ヲ以テ人ヲ罵詈スルヲ云ヒ書讒トハ文書圖書等ニ因テ人ヲ讒謗スルヲ云フナリ)語ヲ換ヘテ之レヲ云ヘハ英法ニテハ書讒ヲ重シトナシ口讒ヲ輕シトナスモノト如シ抑モ此區別ハ如何ナル理由ニ基キタルモノナルベキカ一向其根源ハ分明ナラザレハ諸學者ノ說ニ就テ之レヲ察スルニ其理由トスル所左ノ二點ニ外ナラザルガ如シ

(第一)書讒ハ口讒ニ比シテ其影響スル所ノ區域廣クシテ且ツ人ノ腦裏ニ感スルコト深ク尙ホ永久不朽ニ存スルノ患アル事

(第二)書讒ハ口讒ニ比セバ直接ニ社會ノ公安ヲ害スルノ恐レアル事
此ノ二ツノ理由ハ説ク所ナレバ余輩ノ敢テ彼レ是レ駁撃ヲ試ムベキ
所ニアラズト雖氏之レヲ實際ニ徴スルニ二者ノ間怪訝ニ勝サルモノ
アレバ諸君ノ參考マテ聊カ卑見ヲ述ベ置クベシ諸君試ミニ思ヘ彼ノ
協會ニ於テ數多ノ公衆ニ向ヒ口ヲ極メテ罵詈スルキノ如キハ啻ニ文
書又ハ圖畫等ヲ以テ一人若クハ數人ニ對シテ文章上誹讒スルキト見
聞スル者ノ之レヲ感スルコト孰レカ深ク孰レカ淺キカ余ハ斯ル場合
ニハ文書等ヲ以テ誹讒スルヨリ言語ヲ以テ誹讒スルヲ寧ク人ノ感情
ニ徹シ永久不朽ニ其影響ヲ存スルモノトセサルヲ得サルナリ然ルニ
口讒ハ其影響ノ大ナル場合ニテモ英法ニテハ刑事事ニモ問ハレズ又誹
讒サレタル者ニ特別ノ損害ヲケレバ民事ノ訴ヘモ起ズコトヲ許サズ
シテ却テ其影響少ナキ場合ニテモ書讒ハ刑事事ヲ以テ論セラレ或ハ誹

譏サレタル者ニ特別ノ損害ナクモ民事ノ訴ヘテ起ストハ聊カ權衡ヲ失スルモノト謂ハサルベカラズ元來書讒タルト口讒タルトナ問ハズ總テ誹譏ヨリ生スル影響ハ一小社會又ハ友人間位ノ狹キ區域ニ止マルモノ多クシテ書讒ナレバトテ別ニ其區域モ廣ク且ツ永久不朽ニ存スト云フヘカラズ這ハ自己ノ感覺ニ就テ見ルモ明カニシテ假令ハ新聞紙ナドニ自分ノ未タ面會シタルコトモナク又其姓名ヲモ聞知シタルトモナキ人ノ事ヲ誹譏シタルハトテ自分ニ於テハ更ニ無感覺ニシテ恰モ木偶人ヲ誹譏シタルト一般一通リ讀ミ下シタル儘腦裡ニモ止マルト甚タ少ナシ之レニ反シテ人ニ聞キタルトハ自分ニテ讀ミタル事柄ヨリモ却テ腦裡ニ永ク存シテ忘却セサルハ通常ノ原則ナリカシハ口讒ハ其影響狭クシテ人ノ腦裡ニ感スルコト淺ク書讒ハ其影響廣クシテ人ノ腦裡ニ存スルコト永久不朽ナリトモ決シテ云ヒ難シ又書讒

ハ公安ヲ害スルコト直接ナリト云フモ古今ノ歴史ヲ見ルニ筆以テ人
ヲ殺シ或ハ人心ヲ激動セシメタルヨリ口以テ人ヲ殺シ人心ヲ激動セ
シコト蓋シ多シトス果シテ然ラハ英法ニ於テ誹譏犯ヲ書讒口讒ノ二
ツニ區別シ之レカ輕重ヲ立タルハ格別必要ノコトモ見ヘス且又諸學
者ノ説クカ如キ理由ニ基キ起リタル區別トモ考案ヲ下スコトヲ得サ
ルナリ固ヨリ事ノ實否ハ今ニ於テ知ルニ由ナシト雖モ英法ニ斯ル不
思議ナル區別ヲ存スルハ書讒律ト口讒律ト其起源ニ前後アルヨリ其
時代ノ勢ニテ斯ル結果ノ差異ヲ生シタルモノカ終ニ慣習トナリ今日
ニ及ビタルモノニハアラサルヘキ歟其故ハ昔時ニ在テハ人民未ダ讀
ミ書キノ力乏シシ印刷ノ器具未ダ發明ナラサリシ等ノ爲メニ文書ナ
トニテ他人ノ名譽ヲ傷シルコトニテハ出來得ヘキ様モナカリシヲ以
テ誹譏ト云ヘハ必ズ口頭ニ止マリシコト甚ダ明カナリサレハ之レニ

關スル法律モ皆ナク口頭ニテ誹譏スル場合ノミヲ舉ケテ管テ文書等ニ
 涉ルモノアルヲ見ス然ルニ世ノ進化漸ク熟シ人々讀ミ書キノ力ニ富
 ミ印刷ノ利器モ發明セラレ万事万端之レカ爲メ進歩ヲ見ルニ至リシ
 コトナレハ一利一害ハ世ノ習ヒニテ兎角ニ此利器ヲ亂用シ口頭ニ代
 エルニ文書圖書ナトニテ人ヲ誹譏スルノ弊起リ止ムルヲ得ズ又誹譏
 ニ一層ノ精密ヲ加ヘテ是等ノ害ヲ防禦セサルヘカラサルニ至レリ之
 レヲ要スルニ口讒律書讒律其起源ニ前後アリテ口讒律先ツ起リ書讒
 律後ニ發シタルノ實アルヲ以テナリ
 其レ斯クノ如ク書讒口讒ノ區別其基ヒスル所甚タ明カナラズト雖モ
 英國現行法律ニ於テモ尙ホ書讒口讒ノ區別ヲ立テ、書讒ニ對シテ起
 訴スルキハ前述ノ四條件サヘ具備スレハ別ニ損害ノアリタルコトヲ
 證スルニ及ハス口讒ニ對シテ起訴スルキハ二三ノ場合ヲ除クノ外彼

ノ四條件ノ外尙ホ別ニ損害ノアリタルコトヲ證明セサルヘカラサル
 モノトナセル己上ハ茲ニ又口讒ヲ以テ誹譏ヲ組成スベキ時ノミ適用
 スベキ損害ナル一要素ヲ加ヘサルベカラサルナリ

(戊)損害(ダメーシス)

口頭ヲ以テ人ヲ罵詈シタル場合ニ誹譏ヲ組成スルニハ原告ニ於
 テ特別ニ損害アリタルコトヲ證明スルヲ要スヘシ而シテ口讒ノ爲
 メニ生シシ損害ハ其讒言ヨリ起生セシ結果ニシテ且ツ至當ニ豫
 知セラレ得ベキモノタルヲ要スルナリ故ニ場合々々ニ臨ンテ前
 後ノ情狀等ヲ能ク吟味セサレハ一ノ損害ハ果シテ讒言ヨリ生シ
 タルモノナルヤ否ハ判然セサレモ今一二ノ例ヲ舉ケテ之レヲ示サ
 ンニ例ヘハ獨身ノ婦ノコトニ就キ彼レハ某ト夫婦ノ様ニ暮シ居
 ルトカ又ハ彼レハ獨身ナルニ小兒ヲ産ミタリトカ口頭ニテ云ヒ

タルモノアレハトテ該婦人ハ之レヲ誹譏トナシテ訴フコトヲ得
 ザルベシ然レモ若シ該婦人ニシテ將サニ結婚セントシテ準備中
 ニ右ノ如キ事柄ヲ言掛ケラレタルヨリ遂ニ結婚ノ事モ破談トナ
 リタリトセンカ即チ該婦人ハ某ノ讒言ノ爲メニ特別ノ損害ヲ蒙
 リタルモノ故直チニ某ニ對シテ起訴ノ權利ヲ有スベシ(ダビス對
 ガーシノルノ訴件)又被告ガ讒言シタルノ結果トシテ原告ガ其位
 置ヲ失フニ至リタルカ若クハ使用サレザルコト及ビタルモ如キ
 モ特別ノ損害アリタルモノトナシ起訴スルコトヲ得ベキモノト
 ス即チ甲者アリ某貴族ノ家令タリシニ乙者不實ノ事柄ヲ構造シ
 テ甲者ハ私生ノ子ヲ有セリト云ヒフラセシヨリ遂ニ甲者ハ家令ノ
 職ヲ退ケラル、ニ至リタルガ如キ場合ニハ乙者ニ對シテ誹譏ノ
 訴ヲ起スヲ得ルナリ(ペーソン對ビユーモリスノ訴件)サリナカラ讒

言ノ爲メ音ニ朋友トノ交際ヲ失ヒタリトカ若クハ既婚婦カ讒言
 セラレテ夫ヨリ待遇ヲ異ニセザル、ニ至リタリトカ云ヘル事柄
 ハ特別ノ損害ト稱スベカラザルモノ、如シ(口)トボルト對ロトボ
 ルトノ訴件及ビリシテ對テイトノ訴件夫レ然リ然リト雖モ特別
 損害ノ事ニ關シテハ往々判決例モマチマテトナリ居リテ一定セ
 ザル所アレバ注意セザルベカラザルナリ
 己上開陳セルガ如ク英法ニ於テハ口讒ニ對シテ起訴スルニハ特別損
 害ノアリタルコトヲ證明スルヲ要スルコトナレモ特別損害ヲ證明セ
 ズシテ起訴スルコトヲ許セル場合三ツアリ是レテ三口讒ト稱シテ書
 讒ト同一ノ結果アルモノト見做セルナリ即チ左ノ如シ
 (第一)他人ニ對シテ不實ノ犯罪ヲ言掛ケタル時
 他人ニ對シテ不實ノ犯罪ヲ言掛ケタルモノアルキニハ別ニ特

別損害ノ證明ヲ要セスシテ起訴スルコトヲ得ヘシトハ英法ノ
 精神ナレハ如何ナル種類ノ犯罪ニテモ其輕重ヲ問ハス都テ不
 同實ノ犯罪ヲ言掛ケラレタル時ニハ特別損害ノ證明ヲ要セスシ
 テ起訴スルコトヲ得ルヤ否ニ至テハ判決例各々其説ヲ異ニセ
 ルモノ、如シ一説ニ因レハ茲ニ所謂犯罪トハ其性質稍々重キ
 類ニ屬スル犯罪ハ此中ニ含蓄セザルカ故ニ是等ノ輕キ性質ノ
 犯罪ヲ言ヒ掛ケラレタルトテ決シテ直チニ起訴スルコトヲ
 許サス必ズヤ特別ノ損害ヲ受ケタリトノ證明ヲ要スベシ故ニ
 例ニハ甲者アリ某女ヲ以テ淫賣女ナリト公言シタリトセンカ
 淫賣ノ罪ハ乞食又ハ豫言者ヲナシタルノ罪ト其種類同一ナレ
 言ハ某女ハ特別ノ損害ヲ受ケタルコトヲ證明スルコトアラスンハ

arobnala uenIT

甲者ニ對シテ誹譏ノ訴ヘナトスヲ得ザルナリト(ブルイカ)對
 コヒインソノ訴件然ルニ今一説ハ全ク此説ヲ破毀シテ苟モ犯罪
 ト稱スヘキ事柄ヲ言掛ケラレタル時ハ其輕重如何ニ拘ラズ誹
 譏ノ四條件サヘ具備セハ別ニ損害ノアリタルコトヲ證明スルニ
 及ハズトナセリ(ミルロル對バリシユ)ノ訴件夫レ斯クノ如ク兩
 説各々其見ヲ異ニセルヲ以テ何レカ是何レカ非未ダ以テ一定ノ
 説ナシト雖モ茲ニ所謂犯罪トハ必ズシモ重罪ヲ指シタルモノ
 ニアラス輕罪モ又其中ニ含蓄セルコトハ一般ノ許ス所ナルガ
 如シ(ヤング對ミルロルノ訴件)

(第二)公衆ニ擯斥セラレ又ハ嫌惡セラル、ガ如キ疾病ニ罹カレリト
 言掛ケタル時、又ハ嫌惡セラル、ガ如キ疾病ニ罹カレリト
 公衆ニ擯斥セラレ又ハ嫌惡セラル、ガ如キ疾病ニ罹レリト言

掛ケタル時トハ則チ某ハ虎列刺病ニ罹レリ若クハ天然痘チ病
 メリト云フカ如キナリ斯ル場合ニハ別ニ損害ノ證明ヲ要セズ
 シテ起訴スルコトヲ得ベシ畢竟斯ル傳染質ノ病氣ハ世人ノ皆
 ナ嫌惡スル所ナルヲ以テ其之レチ病メル旨ヲ言ヒ掛ケラレタ
 ル者ハ社會ノ擯斥ヲ受クルカ故ナリ然レモ茲ニ注意スベキハ
 時ノ現在ヲ要スルコト是レナリソハ時ノ過去ヲ用テ某ハ嘗
 テ虎列刺病ニ罹リタルコトアリシト言ヒ掛ケタルモ直チニ訴
 權ヲ生セズ必ズヤ特別ノ損害アリタルコトヲ證明セサルヘカ
 ラザルカ故ナリサレハ某ハ虎列刺病ニ罹レリト云フガ如ク現
 在ノ事柄ヲ示セタルニアラザレバ此規則ヲ適用セサルコト、
 知ルベシ(カトスレ)キ對マツプルラムノ訴件尤モ過去ノ時
 ヲ用テ公衆ニ擯斥サル、カ如キ病氣ニ罹リタルコトヲ言掛ケ

害ヲレハトテ若シ其中犯罪ニ關係アル事柄ヲ含メルモ別ニ損
 害ノ證明ヲ要セスシテ訴權ヲ有スベシ假令ハ甲者アリ乙者
 思主親戚丙者ノ妻ト姦通シタルヨリ懲毒ヲウケタルコトアリタリト
 言掛ケタリトセンカ姦通ハ犯罪ノ一ナルガ故ニ乙者ハ直チニ
 起訴ノ權ヲ有スベシ但シ斯ル場合ハ寧口第一ノ場合ナル犯罪
 言掛ケル時ノ方ニ屬シテ論スルヲ以テ穩當トナス
 (第三)他人ニ對シテ職務又ハ職業ニ關シ不適當ナル資格ヲ有スルト
 カ若クハ不品行ナリト言ヒ掛ケタル時人其資格ハ五百
 他人ニ對シテ職務又ハ職業ニ關シ不適當ナル資格ヲ有スルト
 カ若クハ不品行ナリト言ヒ掛ケタル時ニハ別ニ損害ノ證明ヲ
 要セスシテ原告ニ起訴ノ權アルベシト雖モ其之レヲ言ヒ掛ケ
 ラレタルガ爲メニ或ハ職務ヲ失フニ至ルノ傾向アルカ若クハ

Repeated defamation.

復發誹讒

職業ニ損失ヲ來タスノ傾向アルベキ場合ニアラザレハ此規則
 適用セサルナリ例ヘハ船長某ニ就キ彼レハ航海ノ術ヲ辨ヘ
 サルノミチヲズ品行放蕩淫逸ニシテ船長ノ任ニ堪ヘズト云フ
 ガ如キ醫師某ニ就キ彼レハ數醫ニシテ常ニ調藥ノ方ヲ誤マリ
 人ヲ殺スコト多シト云フカ如キ又代言人某ニ就キ彼レハ三百
 三代言ニシテ金錢ヲ貪ルコトノミチヲ考ヘ常ニ鑑定ヲ誤マルト云
 フガ如キハ則チ皆チ職務又ハ職業ニ損失ヲ來タスベキ傾向ア
 ル言語ト云フベキナリ

第二節 復發誹讒

以上開陳シタル所ニ據テ誹讒ノ何物タルコトハ諸君モ畧了解セラレタ
 ルコトナラン既ニ之ヲ了解セラレタル以上ハ人ノ發シタル言語若クハ
 文書等ニシテ其誹讒ニ屬スベキモノト屬セサルモノトチ區別スルハ

甚タ難キニアラス夫レ然リ而シテ其言語若クハ文書ニシテ誹譏ニ屬スヘキ性質ノモノタレハ其之ヲ發シタル本人ニ責任ノ歸スルハ素ヨリ當然ナリ然レハ誹譏犯ニ於テハ敢テ必スシモ誹譏者本人ノミ其責任ヲ負擔スルモノニアラスシテ誹譏者ノ言語文書ヲ傳播シタル者又ハ印刷シタル者モ亦其責ニ任セサルヘカラス其之ヲ傳播シタル所爲ヲ稱シテ復發誹譏ト言フ語ヲ換テ之ヲ言ヘハ他人ノ發シタル言語文書ヲ受繼キテ之ヲ傳播シタル所爲ヲ謂フナリ此場合ニ於テ若シ損害ノ單ニ他人ノ言語文書ヲ復發シタル爲メニ起リタルモノナルキハ誹譏者本人ハ責任ヲ有セスシテ却テ之カ復發者獨リ其責ニ任スヘキモノトス是レ復發誹譏ノ場合ニ於テ最モ注意スヘキ原則ナリ純粹ノ理屈ヨリ推究セハ誹譏者本人ニシテ其責ヲ免ル、ヲ得ルハ甚タ不當ナルニ似タリト雖モ私犯法ノ制裁ハ元來損害ノ賠償ニアルヲ以テ其

損害ヲ生セシメタル近因ヲ作リタルモノ即チ復發者チシテ之カ賠償ノ責ニ當ラシムルモ又止ムヲ得サルナリ尤モ左ノ二場合ニ於テ本人獨リ其責ニ任セサルヘカラス

(甲) 誹譏者本人他人ヲ教唆シ又ハ他人ニ委託シテ其言語文書ヲ復發傳播セシメタル時

此場合ニ於テハ假令損害ハ單ニ復發傳播シタルカ爲メニ生シテ復發者ハ自カラ好テ之ヲ復發シタルニシテ復發者本人ノ意ニ由ラズ去レハ其責ノ歸スル所ハ復發者ニアラスシテ誹譏者本人ヲ責ラサルヘカラス是レ理ニ於テ然ラサルヲ得サルナリ故ニ譬

如キ場合ハ單

ニ丙者ノ復發ヨリ生シタル結果ニシテ甲者丙者ヲ教唆シテ復發セシメタルニアラス又委任シテ傳播セシメタルニモアラサレハ其責任ノ歸スル所甲者ニアラスシテ丙者ニアルナリ(ワ)ド對ウイースノ訴件然レモ若シ之ニ反シテ甲者丙者ヲ教唆シテ傳播セシメタルカ爲メニ乙者ニ損害ヲ來タシタルコトナラシニハ甲者獨リ其責ニ當ルヘキハ論ヲ待タス

(乙) 誹譏者本人德義上他人ニ傳播セサルヲ得サルカ如キ關係アル人ニ向ヒ誹譏ノ言語文書ヲ發シタル時

此場合モ亦前述ノ場合ト同シク假令損害ハ其言語文書ヲ復發傳播シタルカ爲メニ生シタルニモセヨ他人ニ之ヲ傳播セサルヲ得サルカ如キ德義上ノ義務アルモノニ向ヒ其言語文書ヲ發シタルコトナレハ恰モ其之ヲ傳播スルコトヲ委任シタルト一般ニ

ルヲ以テ誹譏者本人其責ニ任セサルヘカラサルナリ故ニ譬ヘ
 ハ甲者アリ丙者ニ向ヒ丙者ノ兄乙者ノ妻ノ品行ニ就キ誹譏シ
 タリトセンカ丙者ハ其兄ナル乙者ニ復發スベキ德義上ノ義務
 ナ有スルモノ故ニ之レヲ復發シタルカ如キ場合ニ於テ誹譏者本
 人ハ敢テ丙者ニ其言語傳播ノ事ヲ命シタルニモアラヌ又丙者
 ナ教唆シタルニモアラヌト雖モ其責任ノ歸スル所ハ丙者ニア
 ラスシテ誹譏者本人ニ在ルモノトス是ヨリシテ推究スレハ同
 組合員間ノ復發又ハ主従ノ間ノ復發ノ如キ亦同一ノ部類ヲ以
 テ論スルモ可ナルヘクシテ往々此類ノ判決例モ見受ケタルコ
 アルナリ譬ヘハボトエニ對ボトエノ訴件ノ如キハ即チ同組
 合員間ノ復發ヨリ生シタルモノニシテ同組合員タルモノハ德
 義上復發スルヲ得サルカ如キ關係アルモノナリト判決セラレ

右ノ譯ナルヲ以テ此二場合ニ適合スヘキモノヲ除クノ外損害ノ單ニ復發ヨリ生シタルキハ復發者其責ニ任スルモノト知ルヘシ然レモ其言語ニシテ損害ヲ生セサルモ訴件トナルヘキ性質ノモノナルキハ假令損害ハ復發ヨリ生シタルニモモセヨ誹譏者本人モ共ニ其責任ニ當ルヘキモノタルヲ信スルナリ譬ヘハ口讒ノ場合ニ於テ特別ノ損害ナクトモ訴權ヲ生スル時ノ如シ又書讒ノ場合ニ於テ訴權ヲ生スルハ損害ノ有無ニ關セサルヲ以テ誹譏者本人共ニ恒ニ其責ニ當ルヘキモノタルヲ信ス夫レ然リ然リト雖モ假令ヘハ甲者アリ乙者ヲ罵詈シタリシコ丙者其言語ヲ印刷ニ附シタリトガ又ハ文書ニ認メテ公布シタルキノ如キハ誹譏者本人ハ無責任ナルモ其之レヲ印刷ニ附シタル者又ハ其印刷ノ

手助ケナシタル者等ハ乙者ニ對シテ都テ其責ニ任セサルヘカラサ
 ルナリ又新聞雜誌類ノ社主又ハ編輯人カ紙面ニ記載シタル誹譏ノ言
 語ニ對シ訴ヘラレタル時ノ責任ニ付テハビクトリヤ王第六年及ビ七
 年ノ條例第九十章第二節ニ於テ新聞雜誌類ノ社主又ハ編輯人ハ其紙
 面ニ記載シタル誹譏ノ言語ニ對シ起訴セラレタルキハ被告人ハ惡意
 ナキコト、大過失ナキコト、及ビ時日ヲ經スシテ充分ナル謝辭ヲ其
 紙上若クハ他ノ新聞ニ登載シタリトカ又ハ一ヶ月已内ニ刊行セサル
 雜誌類ナラハ原告人ノ望ム所ノ新聞ニ謝辭ヲ登載スヘキヲ申込ミタ
 ル旨ヲ答辨シ償金トシテ若干ノ金員ヲ法庭ニ納メ訴訟ヲ免ル、コト
 ナ得ヘシト定メタリ

已上陳述シタル所ニヨリテ復發誹譏ノ何物タルコト及ビ其責任ノ歸
 スル所モ略々了解セラレタルベシ

ニ乙者若シ注文セハ甲者ニハ生系ヲ賣却スルノ義務アリト雖モ乙者ハ只ダ甲者ノ申込ヲ承諾シタル者ニシテ敢テ生系ヲ買入ルヘキヲ承諾シタルモノニアラサルヘシ今此場合ニ於テ乙者ハ甲者ノ申込ヲ承諾シタルヲ以テ契約ヲ成立セル者トセハ甲者ノ約束ニ對スル約因ナキカ如シ何トナレハ乙者ニハ生系ヲ買入ルヘキ約束上ノ義務ナケレハナリ故ニ斯ノ如キ場合ニハ甲者ノ申込ハ一年間繼續スヘキ性質ノ申込ニシテ乙者カ注文セシキハ其注文ヲ以テ承諾ト見做スヲ至當ナリト余ハ考フルナリ

第五 約因ハ適法ナルヲ要ス

此事ハ別ニ説明スルヲ要セスシテ明ナリ尙ホ其詳細ハ契約ハ適法ノモノナラサルヘカラサルヲ説クキニ讓ラン

第六 約因ハ受約者ヨリ之ヲ供給セサルヘカラス而シテ負債訴

式ニ於ケル約因ハ爲約者ニ於テ之ヲ受クルコトヲ要スト雖
 凡約束訴式ニ於ケル約因ハ然ラズ

約因トシテ受約者ニ於テ約束上ノ利益ヲ受クル報酬トシテ供給スルモ
 ノナリ而シテ受約者ノ供給スル約因ハ普通ニハ爲約者ニ於テ之ヲ受
 クルモノナレトモ必ズシモ爲約者ノ之ヲ受クルヲ必要トセス然レモ凡債
 債訴式ヲ以テ訴フヘキ場合ノ約因ハ現ニ物品ヲ掌握シタルカ又ハ現
 ニ其他ノ實益ヲ受ケタルニアルモノナレハ約因即チ約束ノ原因ト言
 ハンヨリ寧ロ義務ノ直接ノ原因ト言フコト隱當ナラン斯ノ如ク負債訴
 式ノ場合ニ於テハ現ニ實益ヲ受クルコトカ原因トナリテ義務ヲ生スル
 者ナルカ故ニ義務者即チ爲約者ニ於テ之ヲ受ケタルモノナラサルヘ
 カラサルヤ明ナリ而シテ法律上約束訴式ヲ生スルニ至テハ約束并ニ
 約因ヲ以テ契約ヲ成立セシムルニ足ルトスルニ至レリト雖モ其約因

ハ必ス受約者ヨリ供給セサルヘカラサルノ點ニ付テハ負債訴式ノ約因ニ於ケルト同一ナリ契約ニ關係ナキ第三者ヨリ供給スル所ノ約因ハ其約束ヲ有效ナラシムルニ足ラサルナリ然レモ約束訴式ノ約因ヲ受クルモノハ必スシモ爲約者タルヲ要セス第三者ニテモ有効ナルモノトス何トナレハ若シ之ヲ以テ有効トナサルハ往々受約者ニ損失ヲ蒙ラシムルノ結果ヲ生ズルコアルヘケレハナリ例ヘハ甲者乙者ニ言テ曰ク汝金ヲ丙者ニ貸渡ス可シ然ルキハ若シ丙者ニ於テ返濟セサルキハ余代リテ之ヲ辨償セント而シテ乙者ハ甲者ノ言ヲ信シテ丙ニ金ヲ貸シタリトセンニ此場合ニ於テ若シ受約者ノ供給シタル約因ハ爲約者タル甲者ニ於テ之ヲ受ケタルニアラスシテ第三者タル丙者ニ於テ之ヲ受ケタルヲ以テ甲ノ約束ハ無効ナリトセハ受約者タル乙者ハ甲者ノ言ヲ信シタルカ爲メ非常ノ損害ヲ蒙ルヘシ是レ受約者ノ供給

スル約因ハ必ラスシモ爲約者ノ之ヲ受クルヲ要セ大第三者ニ於テ之
 ヲ受クルモ尙ホ其契約ハ有効ノモノトナサハルヘカラサル所以ナリ
 第七 約因ハ未行又ハ既行ノモノタルヲ得可シト雖モ過去ノ者
 タルヲ得ス

此ノ規則ハ時ノ前後ヨリ約因ト約束トノ關係ヲ示シタル者ナリ前ニ
 モ述ヘタルカ如ク約束ト約因トハ契約者ニ於テ互ニ之ヲ交換スルモ
 ノト看做スカ故ニ約束ト約因トハ同時ニ存在スルヲ必要ナリトス
 去レハ約束ノ有無ニ拘ハラス約束ヲ爲ス前既ニアリタル事柄ハ之ヲ
 以テ其後ノ約束ト交換シ得可キ筈ナシ又約束ヲ爲ストキニ未ダアラ
 サル將來ノ事柄モ亦約束ト交換スルヲ能ハス是レ約束ト約因トハ同
 時ニ存在スルヲ必要ナリト云フ所以ナリ
 約束ト同時ニ存在スル約因ニ二種類アリ其一ハ約束ヲ爲ス當時ニ約

束、チ、受、ク、ル、人、カ、實、行、シ、終、リ、タ、ル、モ、ハ、即、チ、既、行、約、因、ナ、リ、ト、ス、例、令、ハ、賣、買、ノ、場、合、ニ、於、テ、賣、主、先、キ、ニ、物、品、ヲ、渡、シ、タ、ル、カ、又、ハ、買、主、先、キ、ニ、代、價、ヲ、拂、ヒ、タ、ル、ト、キ、ハ、其、賣、主、ハ、先、キ、ニ、物、品、ヲ、渡、シ、タ、ル、ト、又、ハ、買、主、ニ、於、テ、先、キ、ニ、其、代、價、ヲ、拂、ヒ、タ、ル、ト、ハ、即、チ、既、行、約、因、ナ、ル、カ、如、シ、
其、二、未、行、ノ、約、因、モ、亦、契、約、ヲ、爲、ス、當、時、ニ、存、在、ス、ル、モ、ナ、レ、ト、モ、其、約、因、ハ、矢、張、一、ノ、約、束、ナ、ル、ヲ、以、テ、其、約、因、ノ、事、柄、ヲ、事、實、履、行、ス、ル、ハ、約、束、ヲ、結、ヒ、タ、ル、ト、キ、ヨ、リ、將、來、ニ、ア、ル、者、ト、ス、例、令、ハ、賣、買、ノ、場、合、ニ、於、テ、甲、乙、互、ニ、賣、買、セ、ン、ト、約、束、シ、タ、ル、ノ、ミ、ニ、テ、未、タ、雙、方、共、ニ、其、約、束、シ、タ、ル、物、品、ヲ、渡、シ、又、ハ、其、代、價、ヲ、拂、ハ、サ、ル、場、合、ノ、如、シ、此、場、合、ニ、於、テ、ハ、未、タ、物、品、ト、代、價、ト、ノ、引、渡、ハ、ア、ラ、サ、レ、何、レ、モ、雙、方、ノ、約、束、成、立、セ、ル、モ、ノ、コ、シ、テ、即、チ、約、束、ト、約、束、ト、ヲ、交、換、シ、タ、ル、モ、ノ、ナ、リ、余、カ、前、ニ、約、因、ト、ナ、リ、得、可、キ、モ、ノ、ヲ、說、キ、タ、ル、場、合、ニ、雙、務、契、約、ノ、約、束、ハ、雙、方、共、ニ、有、効、ノ、モ、ノ、ナ、ラ、サ、ル、ヘ、カ、

ラスト述へシハ則チ此事ナリ何トナレハ一方ノ約束無効ノモノナルトキハ從テ他ノ一方ノ約束モ亦無効ノ者トナレハナリ

既行ノ約因ヲ細別シテ又二種トナスヲ得ヘシ第一種ハ約束者ノ依頼シタル事ヲ受約者ノナシタル時此ハ前ニ契約ヲ生スル四箇ノ場合ニ掲ケタル中ノ言語ヲ以テ申込テナシ所爲ヲ以テ承諾ヲナスノ場合ニ當ルモノナリ此約因ヲ稱シテ普通ニ爲約者ノ依頼ニ基キテナシタル既行ノ約因ト云フ

第二種ハ爲約者ノ依頼ナクシテ物品ヲ供給シ又ハ或ル事柄ヲナシタルヨリ契約ヲ生スル場合ニシテ此ハ前ニ述ヘタル所爲ヲ以テ申込テナシ言語又ハ所爲ヲ以テ承諾ヲ爲スノ場合ニ當ルモノトス

此等ノ未行約因既行約因ノ區別並ニ既行約因ノ細則ニ付テハ右ニ述ヘタル所ヲ以テ充分ナリト信セリ茲ニ今一應述フヘキトハ過去ノ約

因ハ約因トスルヲ得スト云フヲナリ前ニ述ヘタル如ク約束ト約因トハ互ニ之ヲ交換スルモノナリトセハ過去ノ事柄ヲ以テ約因トスルヲ能ハサルハ自ラ明ラカナルヘシ何トナレハ約束ヲナス前ニ過キ去リシ事柄ハ約束ヲ爲シ又ハ爲サ、ルニ拘ハラスシテ既ニ行フタルモノニシテ決シテ新タニ約束ヲ生セシムルノ力ナカルヘケレハナリ然レトモ近代マテハ過去ノ約因ニテモ或格段ナル場合ニハ後日ノ約束ヲ有効ナラシムルヲ得ルト云フ例外ノ場合アリトセリ

其第一ノ場合ハ前ニ述ヘタル所ノ約束者カ兼テ依頼シ置キタルヲナラハ其事ヲ履行シタル後ノ約束ヲ有効ナラシムルヲ得即チ過去ノ事柄ニテモ爲約者カ依頼シタルカ爲メニ爲シタル事柄ナレハ之ヲ以テ約因トスルヲ得ルト云フニアリ然レトモ今日ニテハ此規則ヲ以テ決シテ過去ノ約因ヲ以テ約因トスルヲ得ルト云フ例外ト看做サ

スシテ其所謂例外ノ規則トシ來リタルモノヲ説明スルニ他ノ主義ヲ
 以テセリ其主義ハ後日約束ヲキシタル人ノ前ニ依頼ヲナシタルコトハ
 即チ申込ニシテ此申込ニ應シテ所爲ヲ爲シタルハ則チ承諾ヲシタル
 モノニシテ其時既ニ契約ヲ成立セリトスルコトアリ故ニ其後ニ爲シタ
 ル約束ハ既ニ成立シタル義務ヲ再ヒ認メタルニ過キスシテ新ニ契約
 ナ生シタルニアラス或ハ初メ依頼ヲ爲ストキニ當リ其報酬トシテ與
 フ可キ金額ヲ依頼者ニ於テ豫定セサリシトキハ相當ノ報酬ヲ與フル
 約束ヲナシタルモノト看做サル可ラス若シ後日ニ至リ金額ヲ定
 メ報酬ヲ拂ハントシタルトキハ單ニ其報酬ノ金額ヲ定メタルニ過キ
 ス故ニ後日金額ヲ定メテ之ヲ拂フノ約束ヲナシタリトテ新タニ約束
 ナナシ其約束ハ約束前ニ依頼シタル事柄ヲナシタルヲ以テ約因トス
 ルニ足ルト言フニハアラサルナリ

第二ノ例外トシ來リタルモノハ爲約者ノ法律上爲ス可キ義務アリシ
事柄ヲ受約者カ爲シタルトキハ爲約者ヨリ受約者ニ對シテ之カ報酬
ヲ與フヘキ約束ヲ有効ナラシムルヲ得ルト云フニアリ例令ハ甲ノ寺
院區ニ屬スル貧民乙ノ寺院區ニ現ニ居住シ病ヲ發シタルニツキ乙ノ
寺院區ノ役員醫師ニ乞フテ治療セシメ診察料其他藥料ヲ拂ヒタル後
甲寺院區ノ役員ニ於テ乙寺院區ノ役員ニ對シ右ノ入費ヲ拂フヘキ約
束ヲナシタルトキハ其約束ノ約因ハ過去ノ事柄ニ屬スト雖モ尙ホ甲
寺院區ノ役員ノ約束ヲ有効ナラシムルヲ得ルトセリ此理由ハ乙ノ
寺院區ニ現ニ居住スル諸貧人ヲ救フハ甲寺院區ノ法律上負擔スル所
ノ義務ナリ其義務ヲ乙寺院區ノ役員代リテ盡シタル者ナレハ普通ノ
場合トハ特別ニシテ乙寺院區ノ拂フタル入費ハ甲寺院區ニ於テ拂ハ
サルヘカラスト云フニアリ然レトモ此第二ノ例外ノ場合ハ後日約束

ナシタル人ノ前以テ暗ニ受約者ニ向テ依頼シタルモノト看做スコ
 ナ得ル場合ニアラサルハナシ然ラサレハ法律上約束ノ有無ニ拘ハラ
 ス或ル格段ナル場合ニ於テハ契約ニ類スル所ノ對人的ノ權義ヲ生セ
 シムル所ノモノト看做シタル場合ニ限レルカ如シ後日ノ約束ニ因リ
 テ契約上ノ義務ヲ生シタル者ト見タルニアラスシテ或ハ前以テ事實
 依頼シタルコアリト云フ推測ヲ下スコナ得タルカ爲メニ第一例外ノ
 場合ト同一ニシテ過去ノ約因云々ニ少シモ關スルコナシ又或ハ前以
 テ依頼シタルコナシトスルモ後日ノ約束ヲ爲スト爲サ、ルトニ拘ハ
 ラス前ニ述ヘタル例ノ如キハ元ト法律上ノ義務ヲ負擔セル人ニ代リ
 テ之ヲ履行シタル人ニ向テ辨償スルノ義務アリトモシカ如シ此二者
 ノ内ニ屬スル先例ノミニテ決シテ後日ノ約束ヲ有効ナラシムルニ足
 ル過去ノ約因アリタルモノトスルヲ得ス

第三ノ例外トシ來リタルモノハ特別ノ法律規則ニヨリテ訴權ヲ生セシメサル又ハ訴權ヲ消滅セシメタル義務ヲ負擔スル人カ尙其義務ヲ盡スヘキ約束ヲナシタルトキハ前以テ存在シタル不完全ノ義務ヲ以テ其約束ヲ有効ナラシムルニ足ル約因ナリト云フニアリ例令ハ幼年者カ幼年ニ負擔シタル負債ヲ丁年後ニ拂フ約束ヲナシタルトキ又ハ身代限ノ所分ヲ受ケタル負債主カ其後ニ至リ尙殘餘ノ負債ヲ辨償セント約束シタルトキ又ハ出訴期限ヲ經過シタル貸借ノ負債主ニ於テ期限ノ經過シタルニモ拘ハラズ其金圓ヲ拂フ約束ヲナシタル場合等ニ於テハ皆其後日ノ約束ヲ以テ有効ノモノトス而シテ其約因何ニアルヤト云フニ即チ其約束ヲナス前ニ負擔シタル不完全ノ義務ニアリトシ其義務ハ過去ノモノニ相違ナキカ故ニ第三ノ例外トセシナリ然レトモ是亦例外ト云フ可カラス前ニモ陳ヘタル幼者身代限者又ハ

出訴期限ヲ經過シタル負債主等ノ義務ハ皆純粹ナル道德上ノ義務ニ
 アラス(純粹ナル道德上ノ義務ヲ約トスル能ハサルコトハ前ニ説ケリ)
 此等三箇ノ場合ノ義務ハ其義務ニ對スル權利者ニ訴權ナキヲ以テ完
 全ナル權利完全ナル義務アリト云フコト能ハサレトモ又純粹ナル道德
 上ノ權義トモ異ナレリ即チ此等ノ義務ハ法律上何分カ其存在セルコ
 トヲ認メタルモノナリ其認メタルト云フ證據ハ此等ノ義務者ヨリシテ
 權利者ニ對スル負債二口以上アリタル場合ニ於テ其内幾分カノ負債
 ハ權利者ニ訴權アル負債ナリシトキ義務者ニ於テ何レノ負債ニ差入
 ルコトヲ示サスシテ金圓ヲ拂フタルトキハ權利者ニ於テハ此等ノ不
 完全ナル義務ノ支拂ニ適用スルコトヲ得セシムルヲ以テ明ナリ
 夫レ斯ノ如ク權利者ニ訴權ナシト雖モ既ニ負債ノ成立セルコトヲ法律
 上認メタルモノナレハ此等ノ義務ヲ以テ約因トシ後日ノ約束ヲ有効

英吉利法律學校規則拔抄

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 種類 講義錄ハ第一年級講義錄第二二年級講義錄第三年級講義錄ノ三種トス但第三年級講義錄ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一年級講義錄ハ毎土曜日ニ發兌シ第二二年級講義錄ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙數九十一「ペーシ」ヲ限リトス

第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラズ本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校內生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍住所、年齡ヲ記シタル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學證

校外生入學雛形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

宿所族籍

年月日

姓

名印

年齢

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢

ヲ納ムヘシ

第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ

但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ

第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ

納メシムルコトアルヘシ

第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セス

第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ

第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續

ヲ爲サシムヘシ

第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲

替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町

二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼

吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ拂込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數(合本ニ爲シタルタメ號數ノ見

出シ難キトキハ此限ニアラス)課目丁數

ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於

テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認

ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難

キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ

第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

○第一科教課及受持講師姓名

一財 產 法 同上

○第一科教課及受持講師姓名(ハ參考科外)

第一學年
 一法學通論每週法學士 山田喜之助
 一契約法全二時法學士 土方寧
 一私犯法同上法學士 奧田義人
 一親族法全一時法學士 山田喜之助
 一日本刑法全上法學士 岡山兼吉
 一代理法全上米國法律學士 菊池武夫
 一動產委託法全上法學士 元田肇
 一組合法全上法學士 松野貞一郎
 一英語學全上菅沼達吉
 ●英國刑法全上法學士 澁谷惟忠
 ●羅馬法同上法學士 戶水寬爾
 ●論理學全上法學士 坪井九馬三
 ●判決例同上法學士 植村俊平
 ○理財學同上 駒井重格
 ○第二學年
 一賣買法每週法學士 高橋捨六
 一不動產法同上法學士 伊藤梯治
 一動產法同上法學士 山田喜之助

一財產法同上法學士 增島六一郎
 一證據法同上法學士 岡村輝彦
 一會社法同上法學士 植村俊平
 一流通證書法同上法學士 土方寧
 一商船罪法同上 高橋健三
 一治罪法同上法學士 松野貞一郎
 一訴訟法同上法學士 增島六一郎
 一民擬律擬判同上法學士 菊池武夫
 一判決例同上法學士 植村俊平
 一英語學同上菅沼達吉
 ●米國法律同上米國法律學士 シドモール
 ●民訴訟演習同上 工藤繁人
 ●刑法理學同上法學士 工藤繁人
 ●成法理論同上法學士 高橋健三
 ●保險法同上法學士 伊藤梯治
 ●國際公法同上法學士 植村俊平
 ○第三學年
 一財產法同上法學士 增島六一郎
 一破產法同上法學士 中橋德五郎

一 訴訟	法同上	法學士 增島六一郎
一 保險	法同上	法學士 伊藤悌治
一 衡平	法同上	法學士 戸水寛八
一 沿革法	法同上	法學士 増島六一郎
一 法理	法同上	法學士 奥田義人
一 羅馬	法同上	法學士 戸水寛八
一 國際公法	法同上	法學士 植村俊平
一 國際私法	法同上	法學士 山田喜之助
一 判決	法同上	法學士 植村俊平
一 刑擬律	法同上	法學士 菊池武夫
一 英語	法同上	法學士 吉田直太郎
一 憲法	法同上	法學士 植村俊平
一 行政	法同上	法學士 江木衷
一 米國法律	法同上	法學士 シドモール
一 動産差押法	法同上	法學士 三坂繁人
一 訴訟演習	同上	同上
○ 第二科	同上	同上
○ 第一學年	同上	同上
● 英法註釋	每週	法學士 山田喜之助

● 法律論	同上	法學士 馬場愿治
● 契約	同上	法學士 松野貞一郎
● 契約	同上	同上
● 私犯	同上	法學士 菊池武夫
● 私犯	同上	同上
● 代理	同上	同上
● 代理	同上	同上
● 動産委託	同上	法學士 元田肇
● 親族	同上	法學士 山田喜之助
● 親族	同上	同上
● 組合	同上	法學士 松野貞一郎
● 訴訟	同上	法學士 澁谷慥爾
● 英國刑法	同上	同上
● 英國刑法	同上	同上
● 商	同上	法學士 伊藤悌治
● 商	同上	同上
● 法律原論	同上	法學士 藤田隆三郎
● 法律原論	同上	法學士 澁谷慥爾
● 論	同上	法學士 坪井九馬三

○ 正 誤

萬國法律週報

第拾五號出版

○本週報ハ從來ノ主筆者渡邊安積君死去セラレト雖モ決シテ廢刊スルコトナシ
 ○今般東海堂ヲ發行所ト改メ一手ニ發賣方ヲ依頼シ候間御愛讀被下候御方ハ東海堂へ御注文被下度候
 ○自今代金御支拂ノ節モ東海堂へ向ケ御拂込ヲ乞フ
 ○以來ハ前金相切レ候得ハ一冊ナリト送本不仕附テハ代金ハ豫メ御拂込有之度候
 ○此度持主編輯人等變更ノ爲メ發兌期日相後レ候得共退テ舊ニ復シ可申候
 ○東京府下ハ勿論地方ノ各御書店ニ於テ賣捌方ヲ望マル、御方ニハ相當ノ割引ヲ以テ御依頼ニ應ス可ク候間東海堂へ御申込被下度候

東京神田區佐柄木町廿一番地

發行所 東海堂

○正誤

一年級第二十四號講義錄刑法丁數ノ儀
 「四十二」ノ次ニ「三十三」ト附セシハ「四十三」「三十四」ハ「四十四」「三十五」ハ「四十五」「三十六」ハ「四十六」ノ誤ナリ刑法二十七頁一行ニ礙ハ礙ノ誤ナリ
 同二拾七號質問四十五頁八行目「要セス」ハ「要ス」ノ誤、同四十六頁六行目「意ナリ」ト云フ下ニ「故ニ世間ニ對シテハ組合員トシテ總テノ責任ヲ負フ可キナリ」ノ文字チ加フ可シ

明治廿年三月二十六日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎
 印刷人 大谷木備一郎
 編輯人 澁谷 爾
 發行所 東京神田區錦町貳丁目貳番地 英吉利法律學校

